

第3次桐生市地域福祉計画・ 第3次桐生市地域福祉活動計画 (案)

【意見提出手続きにおける留意事項】

以下に掲げる点に関しましては、意見提出手続の実施後に内容が追加・変更となりますのでご承知おきください。

- 計画の冒頭に、桐生市長、社会福祉協議会長の挨拶文を追加する予定です。
- 計画全体のデザインについては、計画内容が決定した後、最終的な調整を行います。

<目次>

第1章 第3次計画について	1
1 第3次計画の作成と背景について	2
(1) 社会の状況	2
(2) 「地域共生社会」の考え方	3
(3) 桐生市の状況	5
2 計画の目的	6
(1) 地域福祉計画	6
(2) 地域福祉活動計画	7
3 計画の期間	8
4 作成の方法	9
(1) 会議体による計画内容の審議	9
(2) アンケート調査による市民ニーズの把握	9
(3) 意見提出手続（パブリックコメント）の実施	10
第2章 地域福祉に関する 桐生市の現状	11
1 統計からみる桐生市の現状	12
(1) 人口及び世帯数の状況	12
(2) 少子・高齢化の状況	13
(3) 障がい者の状況	18
(4) 生活保護受給の状況	19
2 アンケートからみる地域の現状	20
(1) 市民アンケートの結果	20
(2) 福祉団体アンケートの結果	29
(3) 社会福祉法人アンケートの結果	32
(4) 地域福祉活動計画地区別懇談会の結果	33
3 桐生市の地域福祉・地域福祉推進に係る課題	35
(1) 安心・安全の地域づくりについて	35
(2) 支え合いの仕組みづくりについて	35
(3) 地域を支える人づくり・活動促進について	36
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 めざすべき姿（基本理念）	38
2 圏域設定の考え方	39
3 計画の基本目標	40
第4章 施策の展開	42
1 安心・安全の地域づくり	43
1-1 福祉サービスなどの整備・充実	43
1-2 適切な福祉情報の提供	47
1-3 活動拠点としての施設活用	50
1-4 健康・介護予防の推進	53
1-5 災害時などの支援協力体制	55

2	支え合いの仕組みづくり	58
2-1	相談支援体制の充実	58
2-2	地域における権利擁護の推進	61
2-3	住民同士のつながり、住みなれた地域での生活の充実	64
2-4	地域全体によるネットワーク化の推進	66
2-5	ネットワークによる支援が必要な人の把握とその支援体制の整備	69
3	地域を支える人づくり・活動の促進	71
3-1	地域福祉推進のための協働	71
3-2	市民活動の推進	73
3-3	福祉教育の推進	75
3-4	地域の人材育成	77
第5章	計画の推進	79
1	協働による計画の推進	80
1-1	各主体に期待される役割	80
2	計画の推進体制	81
資料編		82
1-1	制度改正等の動向	83
1-2	第2次計画における取り組み	84
1-3	桐生市地域福祉計画推進委員会設置要綱	88
1-4	桐生市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱	90
1-5	桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿	92
1-6	計画の作成経過	93

第1章 第3次計画について

1 第3次計画の作成と背景について

(1) 社会の状況

地域福祉とは、自助・互助・共助・公助をバランス良く、組み合わせながら、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるようにする仕組みのことです。

ここ最近の傾向として、全国的に少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらを背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まりつつあります。

これらの結果として、ダブルケア[※]や生活困窮者の社会的な孤立、8050問題[※]等、必要な支援に繋がりにくい事例が各地で顕在化しています。2025年には65歳以上の人口が国民の3分の1を占め、また、2040年には65歳以上の人口がピークに達すると見込まれており、今後、このような問題は更に深刻になることが想定されます。

桐生市におきましても、今後も一層の少子高齢化の進行と人口減少が予想され、家族の姿は多様化し、単独化・核家族化が進んでいます。

本市の人口は、2020年には107,030人（高齢化率35.2%）、2025年には98,882人（高齢化率36.3%）【桐生市人口ビジョン改訂版より】となることが予測されます。年齢階層別でみると、すべての年齢階層で減少していくことが予測され、高齢者人口の減少幅に対して、年少人口及び生産年齢人口の減少幅が大きいため、今後も高齢化率は上昇していくことが見込まれ、2025年の高齢化率は群馬県、全国と比較してみると、大きく上回ることが予測されます。

このような社会情勢の中、従来の福祉を支えてきた社会保険、公的福祉なども影響を受けており、個別制度にとどまらない、制度全体の在り方が見直されはじめました。少子高齢化や経済成長の鈍化など、将来を見据え、いかに効果的で持続可能な社会保障制度を再構築するかが社会全体の課題です。

既に、制度改革の一環として福祉分野の改革も進められています。福祉分野の改革においては、従来、高齢者施策の一環として推進されてきた「地域包括ケアシステム」の高齢者以外への展開や、誰もが支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みがはじまりました。

地域共生社会の実現には、地域の実情に応じた仕組みづくりが必要となることから、市町村地域福祉計画の役割がこれまで以上に重要となります。このような状況を背景として社会福祉法が改正され、2017年には市町村地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

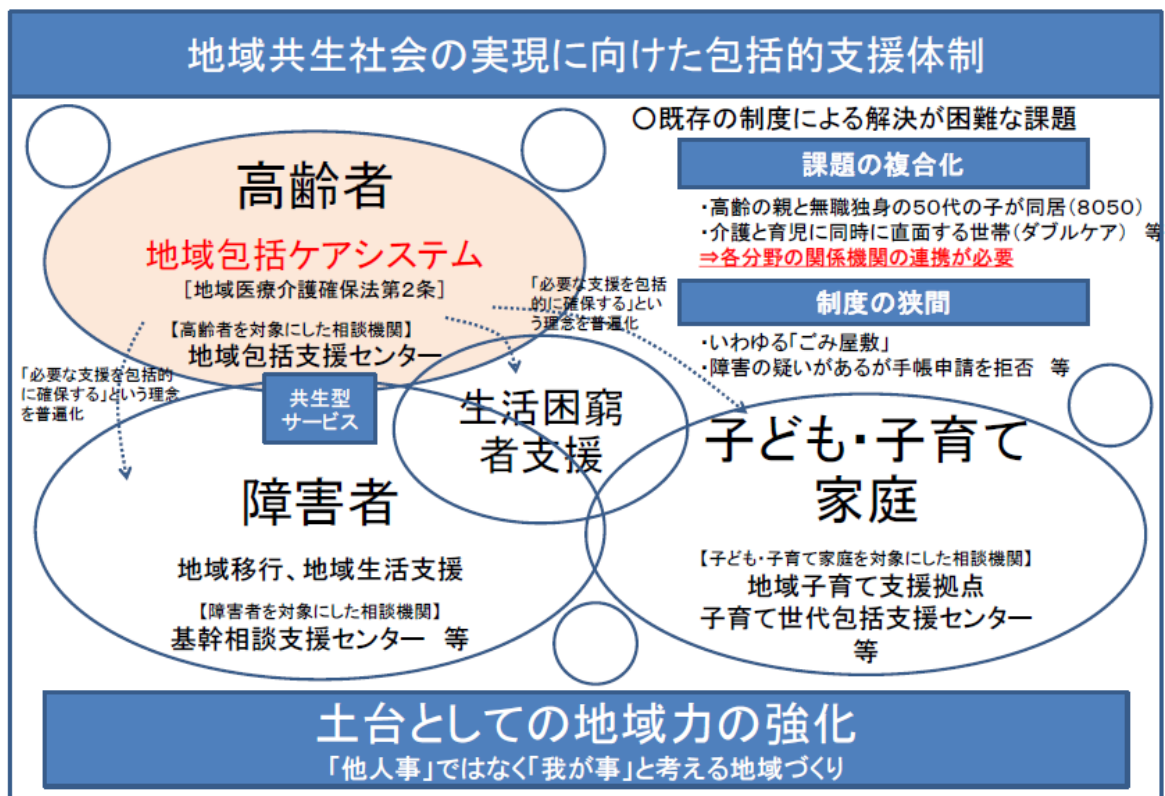
※ 【ダブルケア】：子育てと老親の介護を同時期に行うこと。

※ 【8050問題】：80代の親が50代の子どもの生活を支えるという問題。若者の引きこもりが長引き、親子ともに高齢化した結果として生じており、介護や貧困で生活が立ち行かない深刻な事態も生じている。

(2) 「地域共生社会」の考え方

「地域共生社会」は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。このため、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要です。

《地域共生社会の実現に向けた包括支援体制》



出典：厚生労働省

地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は（略）、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」と謳われており、市は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたるようにするための環境整備に努めることとされています。

○「2040年問題※」への対応

65歳以上の人口がピークに達すると見込まれる2040年に向けて、地方自治のあり方の検討が進められています。総務省が設置した「自治体戦略2040構想研究会」では、人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会を構築するため、平成30年（2018年）の報告書において、人口減少下での住民の暮らしの維持を地域の公共私で支える考え方を示しています。その中で、医療・介護に関しては、元気な高齢の方が支援を必要とする高齢者の支え手にまわる仕組み、圏域内の自治体の連携による医療・介護サービス供給体制、AI等の技術革新の成果の導入等の対応を挙げており、また、子育てに関しては、共働き社会に対応した保育サービス、安定的な就労環境とワークライフバランス等を挙げています。

以上の対応の方向性において、地方公共団体には、地域における公共私相互の協力関係を構築する基盤づくりの役割が期待されています。また、社会のあり方として、ソーシャルワーカー※等による組織的な仲介機能、住民の暮らしを支えるために働ける新たな仕組み等が求められています。このほか、シェアリング・エコノミー※の環境等、従来の福祉の域にとどまらない要素も求められています。

以上を踏まえ、2018年からの「第32次地方制度調査会」では、最適な公・共・私のベストミックスをはじめ、必要な地方行政体制のあり方について調査や審議が行われています。

※ 【2040年問題】：2018年4月に自治体戦略2040構想研究会でとりまとめられた「自治体戦略2040構想研究会 第一次報告」には、高齢者人口がピークを迎える2040年頃に想定される課題として、子育て、教育、介護、インフラ、公共施設など、自治体行政の主要分野における危機について議論したとされている。

※ 【ソーシャルワーカー】：要介護高齢者や障がい者、あるいはその家族等に対し、日常生活を送る上での不安や困り事等に対する支援業務を行う人。

※ 【シェアリング・エコノミー】：物やサービス等を、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組み。

(3) 桐生市の状況

○計画策定の背景

桐生市では、社会福祉法第107条に基づき、平成22年3月に地域福祉を総合的に推進することを目的に、「一人一人の暮らしを地域全体で支え合えるまち」という基本理念のもと、第1次桐生市地域福祉計画を作成しました。また、これに連携して実際の活動・行動のための計画として桐生市社会福祉協議会が第1次桐生市地域福祉活動計画を作成しました（以下、「第1次計画」という。）。その後、平成27年3月には第2次桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画（以下、「第2次計画」という。）への改定を行い、第1次計画の基本理念を引き継ぎながら、その実現のために4つの基本目標に基づき地域福祉の推進に取り組んできました。

平成30年4月1日施行の改正社会福祉法において、本計画は、福祉の各分野における共通事項を定めた上位計画として位置づけられました。また、国からは、策定ガイドラインとして盛り込むべき事項が新たに示されました。桐生市では、令和元年度をもって前計画の計画期間が終了することにあたり、社会情勢、地域の状況を踏まえるとともに、これまでの市民や桐生市、桐生市社会福祉協議会の取り組みを土台として、より地域住民のニーズに沿った地域福祉の推進が図れるよう支える仕組みについて示します。

○第2次計画の総括

第2次計画では、虐待、家庭内暴力の公的機関への通報、情報共有や災害時・緊急時の災害弱者への支援、住民の参加を主体とした見守り活動等のインフォーマルサービスの整備・拡充、各種機関との連携を担う地域福祉コーディネーターの設置などを重点に掲げ、桐生市と桐生市社会福祉協議会とが連携し、施策の取り組みを進めてきました。

本市においては、福祉サービスおよび公共施設の整備拡充に努め、分野ごとに相談拠点を整備し、支援体制の充実を図ってきました。また、活動拠点としての「高齢者サロン」の推進や、地域福祉実現に向けた各種連携や情報提供などを進めています。

本市社会福祉協議会においては、地域福祉活動の推進に向けてサロン活動や見守り活動などの拡充を図るとともに、各種情報の提供に努めてきました。また、地域課題の把握や早期対応に向けて、地域福祉コーディネーターの配置や地区別懇談会を実施するなど、地域のネットワーク化を進めてきました。加えて、ボランティア活動振興に向けた情報発信や人材の育成にも力を注いでいます。

このことに対し、令和元年5月に実施した市民アンケートの結果からは、いざという時に助け合える関係の構築や、地域での仕組みづくり、きっかけづくりの充実、様々な相談を受け止める「総合相談」の設置など相談体制の充実の必要性がうかがえるため、本市ではこれらを重要な課題として捉えています。

こうした新たな課題を解決するためには、既存の各相談機関の横断的な連携体制の強化や、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり、包括的な相談・支援体制の整備といった取り組みが必要となっています。

（P84～87 資料編に、第2次計画の取り組みとして、具体的事業の掲載あり。）

2 計画の目的

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画です。

《福祉分野の個別計画と地域福祉計画》

社会福祉法第107条

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 第百六条の三第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

桐生市地域福祉計画

福祉のまちづくり・地域社会を巻き込む取組 (個別計画を横断する取組)

- ・地域包括ケアシステム（包括的で継続的な支援）
- ・住民参加型活動の推進（生活支援・援助サービス、支え合い活動、団体との連携）
- ・担い手（ボランティア・サポーター等）の育成・確保
- ・啓発・教育・情報提供（福祉への理解）
- ・相談支援（総合相談・相談ネットワーク）
- ・社会参加・交流・生きがい（居場所、参加・交流機会）
- ・安心・安全（見守り・孤立防止・災害時避難行動支援、困窮者支援、権利擁護・成年後見制度利用促進）
- ・まちのバリアフリー・ユニバーサルデザイン 等

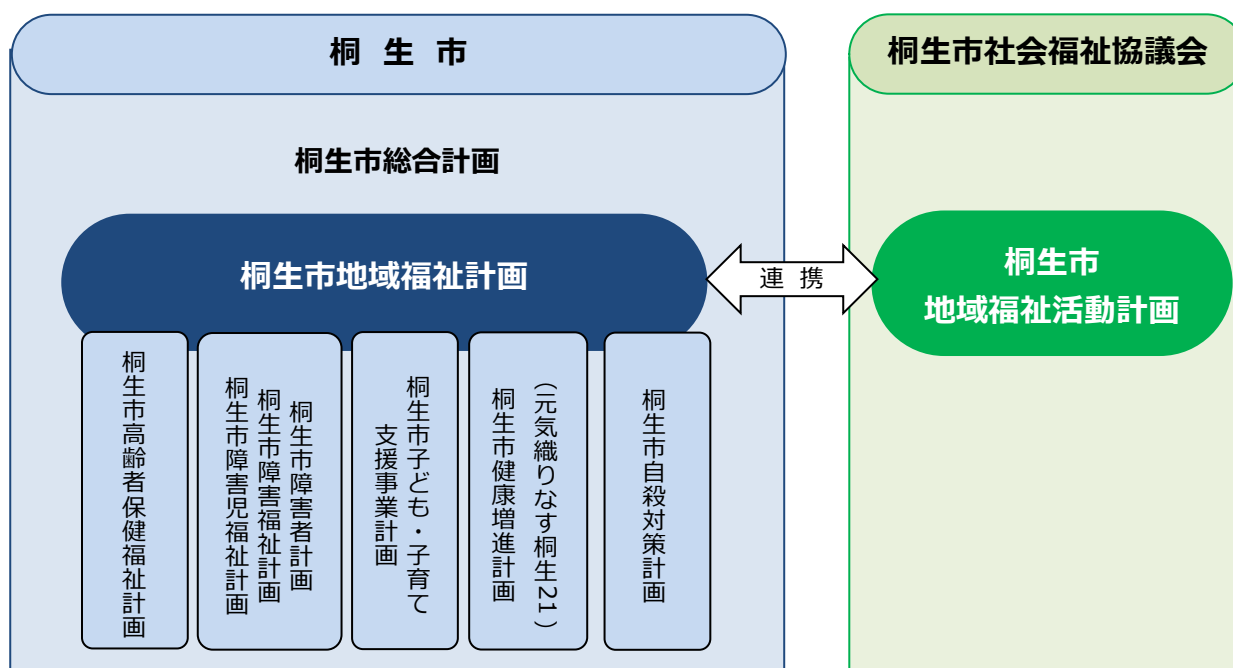
地域福祉計画で 総合化

高齢者 保健福祉計画	障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	子ども・子育て支援 事業計画	桐生市 健康増進計画 (元気織りなす 桐生 21)	自殺対策 計画
高齢者保健福祉施策 (高齢の方を対象とする 専門的施策)	障害者等福祉施策 (障害のある方を 対象とする専門的施策)	子ども・子育て支援施策 (子ども・子育てを対象 とする専門的施策)	健康増進支援施策 (健康の増進に関する 専門的施策)	自殺対策支援施策 (自殺防止に関する 専門的施策)

(2) 地域福祉活動計画

地域福祉計画を受けた具体的な計画として、社会福祉協議会が地域福祉活動計画を作成します。地域福祉活動計画では地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体活動への参加や協力、連携など、多様な地域福祉の活動やサービスの推進を図っていく行動的な施策や事業を行っていきます。

《地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係》



地域福祉推進の理念として、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、及び社会福祉に関する活動を行う者これらは相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされています。そのため、三者の連携による具体的な取り組みについて、計画として取りまとめます。



3 計画の期間

第3次桐生市地域福祉計画、第3次桐生市地域福祉活動計画（以下、「第3次計画」という。）の期間は、総合計画と整合を図り、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要であれば見直しを行います。

（桐生市における関連計画の期間）

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	
桐生市新生総合計画（20年度から12年間）								桐生市第六次総合計画						
第1次桐生市 地域福祉計画 （22年度から5年間）			第2次桐生市地域福祉計画 （5年間）					第3次桐生市地域福祉計画 （5年間）						
第一次桐生市 地域福祉活動計画 （22年度から5年間）			第2次桐生市地域活動福祉計画 （5年間）					第3次桐生市地域福祉活動計画 （5年間）						
第5期 桐生市高齢者保健福祉計画 （3年間）			第6期 桐生市高齢者保健福祉計画 （3年間）			第7期 桐生市高齢者保健福祉計画 （3年間）								
桐生市障害者計画（10年間）														
第3期桐生市障害福祉計画 （3年間）			第4期桐生市障害福祉計画 （3年間）			第5期桐生市障害福祉計画 （3年間）								
						第1期桐生市障害児福祉計画 （3年間）								
			桐生市子ども・子育て支援事業計画 （5年間）					第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画 （5年間）						
桐生市健康増進計画（元気織りなす桐生21）（10年間）														
								桐生市自殺対策計画（5年間）						

4 作成の方法

(1) 会議体による計画内容の審議

(ア) 桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会

桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」）は、市民組織代表者、医療・社会福祉団体代表者、一般公募など14人の委員で構成され、第3次計画の全般について審議を行いました。

(イ) 桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会作業部会

推進委員会の作業を円滑にするため桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会作業部会を設置しました。同部会は、市職員9人及び社会福祉協議会職員2人で構成され、計画作成にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

(2) アンケート調査による市民ニーズの把握

(ア) 地域福祉に関するアンケート調査（市民対象） 2019年4～5月実施

第3次計画に地域福祉に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるため、市内居住の18歳以上の市民2,000人（無作為抽出）を対象にアンケートを実施したところ、889人から回答を得ました。

(イ) 地域福祉に関するアンケート調査（福祉団体関係者） 2019年3～4月実施

第3次計画に地域福祉に関する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、桐生市ボランティアセンター（桐生市社会福祉協議会内）に登録している92団体を対象にアンケートを実施したところ、54団体から回答を得ました。

(ウ) 地域福祉に関するアンケート調査（社会福祉法人関係者） 2019年7～8月実施

第3次計画に地域福祉に関する社会福祉法人関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、市内の社会福祉法人35社を対象にアンケートを実施したところ、33社から回答を得ました。

(エ) 地域福祉活動計画地区別懇談会 2019年6～7月実施

計画作成の過程で公民館などにおいて地区別懇談会を実施し、新たな地域福祉課題の把握及びその解決策などについて、参加者から意見をいただきました。

○開催回数 22回 行政区別

○参加者 自治会役員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、育成会、婦人会、老人会、社会福祉法人職員など

○参加人数 延べ527人

(3) 意見提出手続（パブリックコメント）の実施

広く市民の意見や要望等を収取するため、意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。

○期 間 令和元年12月25日（水）～令和2年1月23日（木）

○周知方法 ・ 桐生市役所ホームページ、広報きりゅう1月号へ掲載
桐生市役所本庁、新里支所、黒保根支所の窓口

○応募資格 ・ 市内に住所を有する個人
・ 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
・ 市内の事務所又は事業所に勤務する人
・ 市内の学校に在学する人
・ この手続きに利害関係を有する個人、法人、その他の団体

○提出方法 次のいずれかの方法で提出
(1) 直接提出
(2) 郵送
(3) ファクシミリ
(4) 電子メール

○意見提出者

○意見数

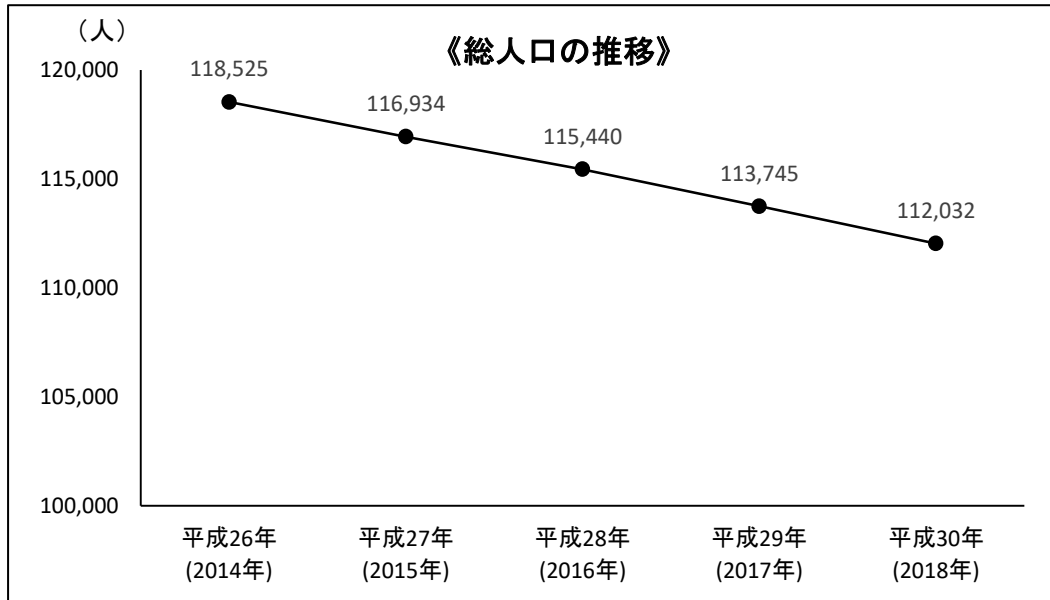


第2章 地域福祉に関する 桐生市の現状

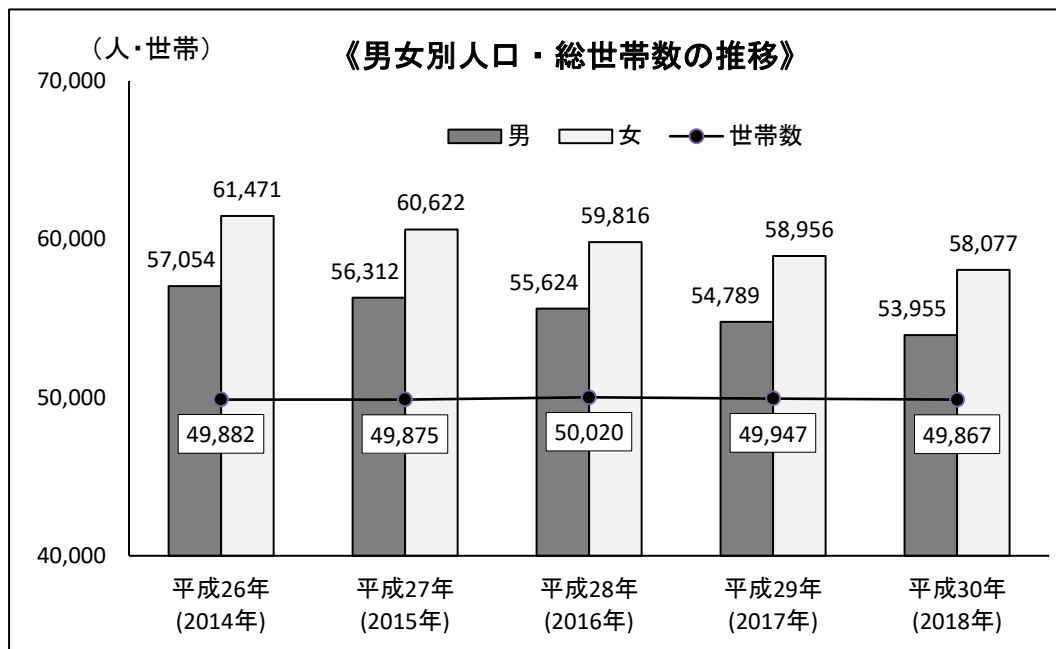
1 統計からみる桐生市の現状

(1) 人口及び世帯数の状況

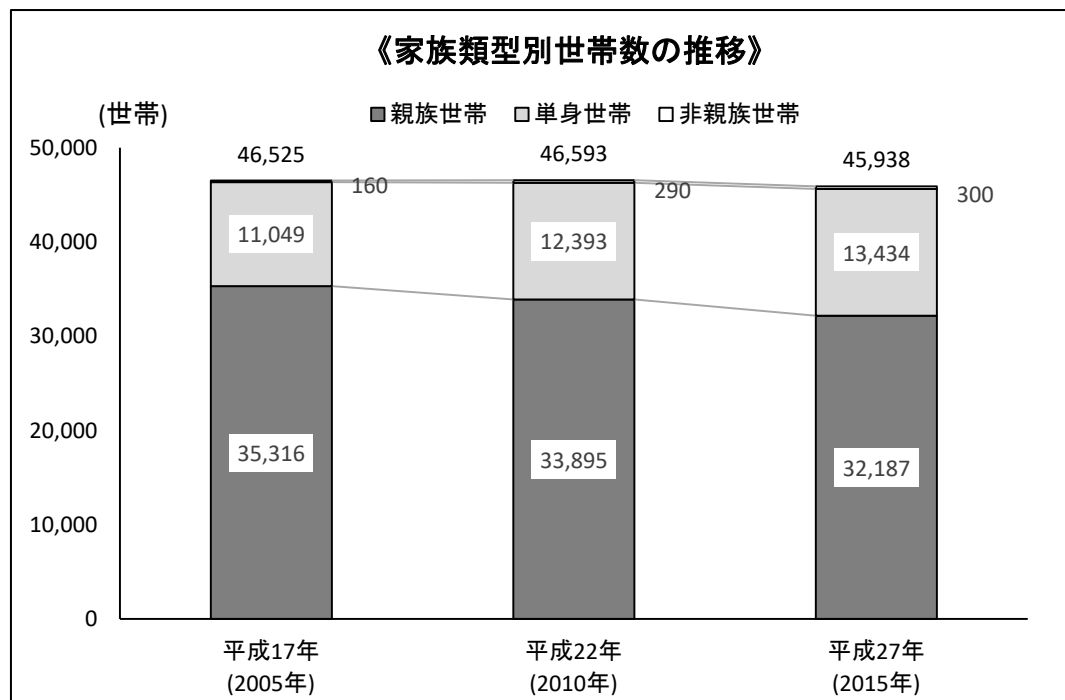
桐生市の人口は、30年来減少しており、直近5年の間でも約6,000人程度少なくなっています。一方、世帯数は横ばいとなっており、ひとり暮らし世帯の増加が現れています。



※出典：住民基本台帳及び外国人登録（各年12月末現在）



※出典：住民基本台帳及び外国人登録（各年12月末現在）

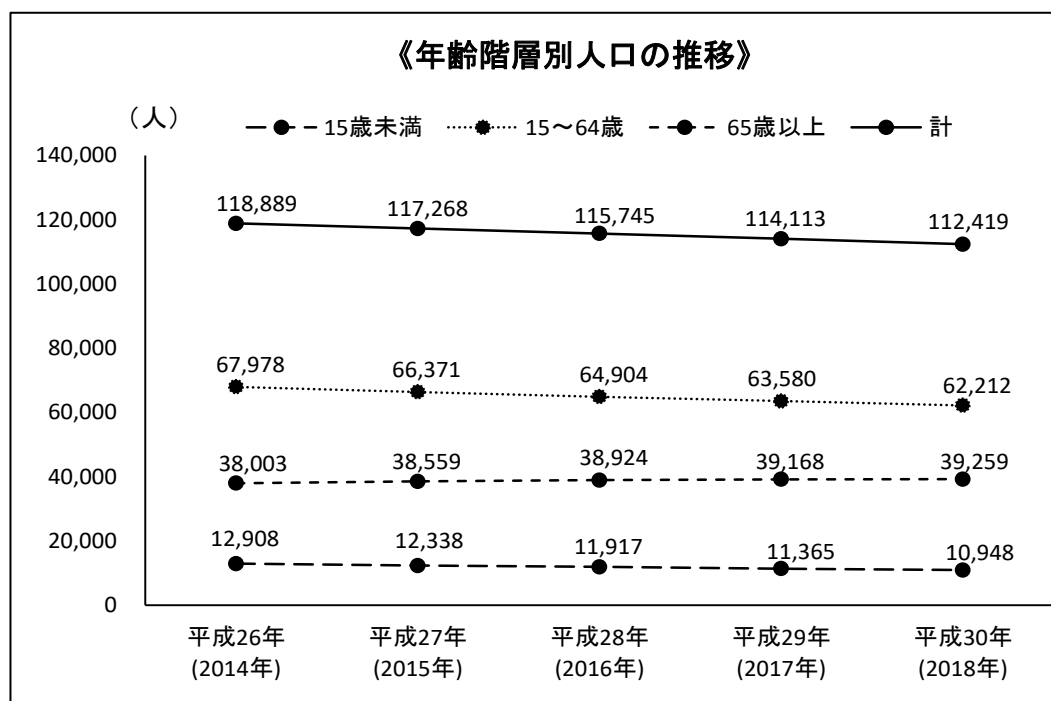


※出典：国勢調査（各年10月1日現在）

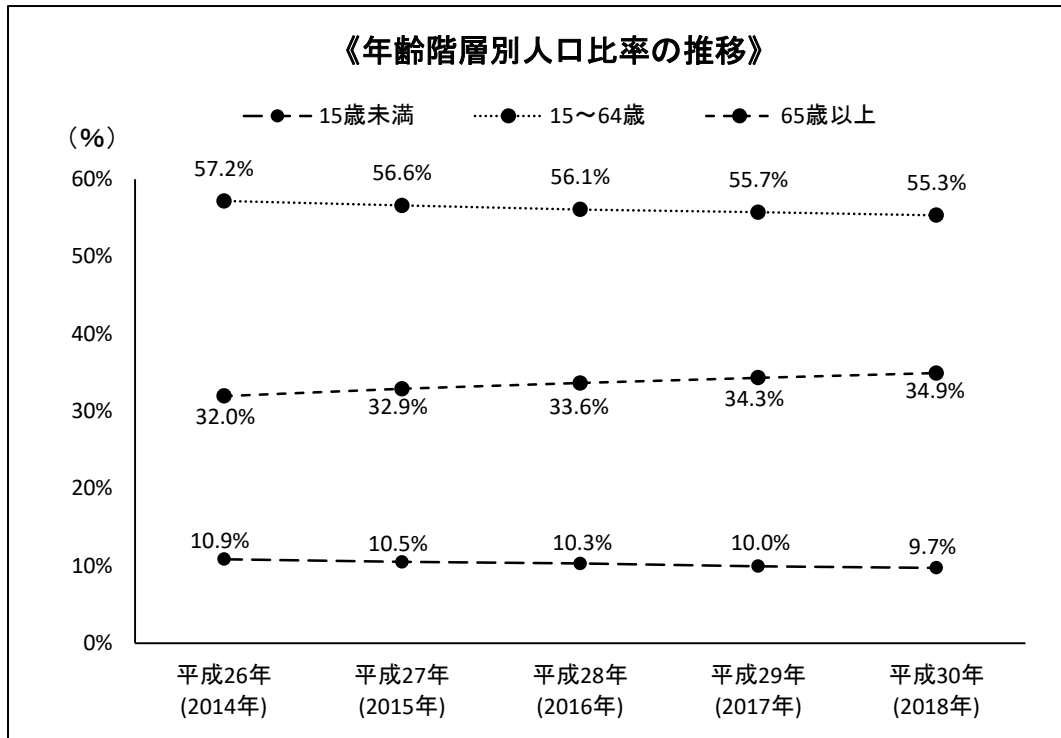
（２） 少子・高齢化の状況

（１）年齢階層別人口

桐生市の15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は、直近5年の間、ともに減少傾向にあります。これに対し65歳以上の高齢者人口は約1,000人、構成比3ポイント程度の増加傾向となっています。



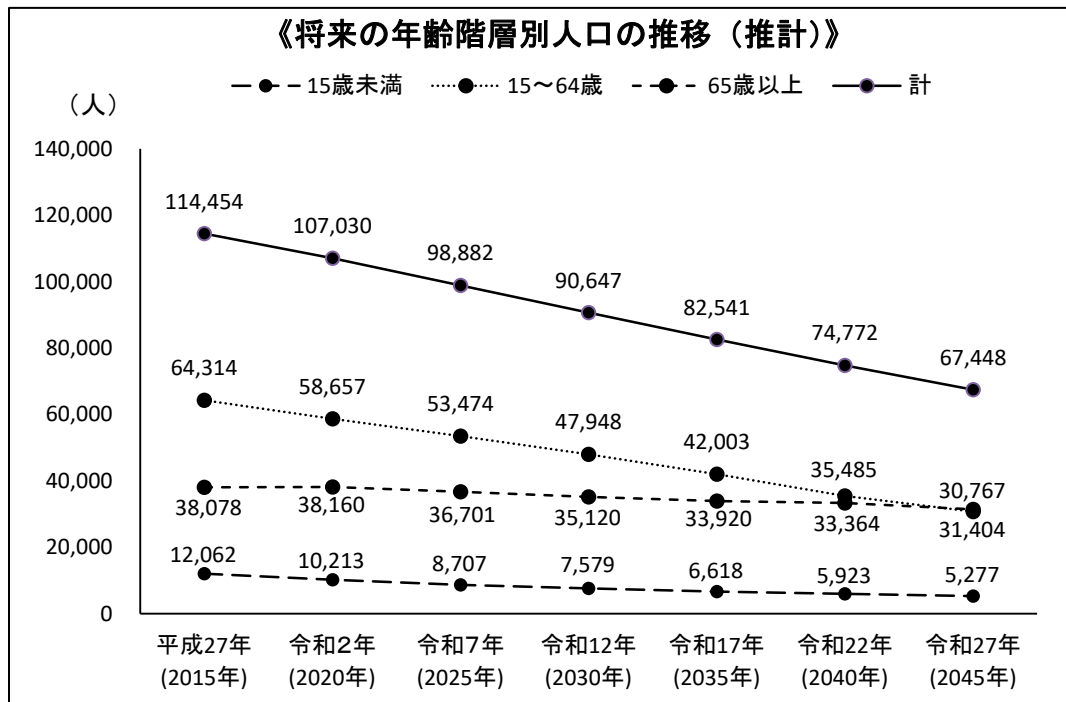
※出典：住民基本台帳及び外国人登録（各年10月1日現在）



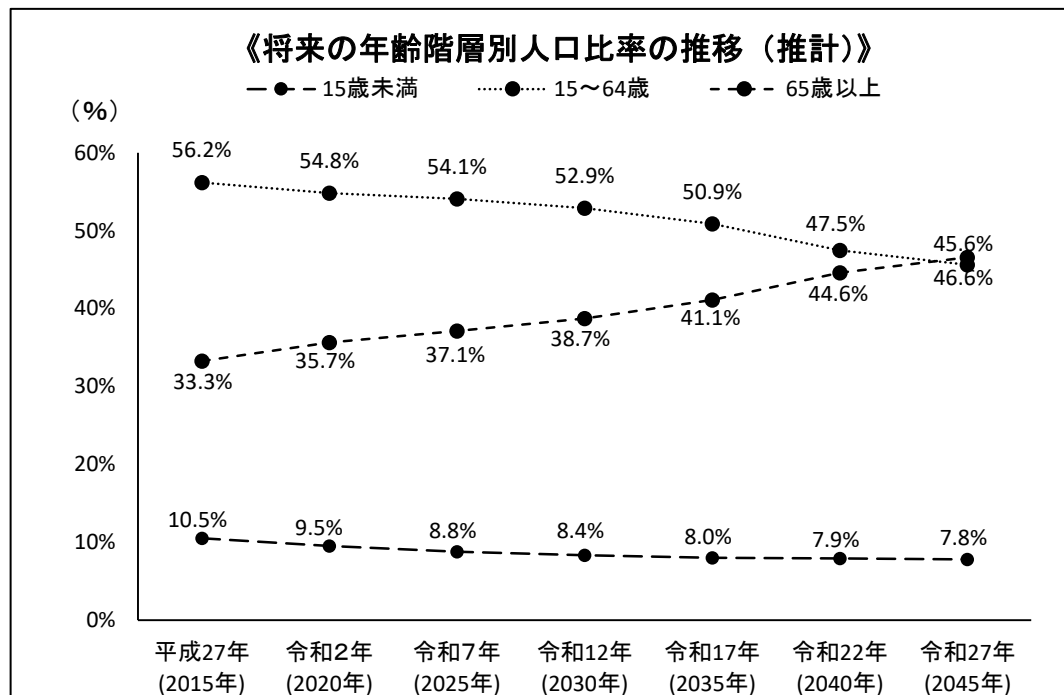
※出典：住民基本台帳及び外国人登録（各年10月1日現在）

桐生市における少子・高齢化が現状の程度で進行した場合、今後の人口推計によれば、令和2年（2020年）から令和27年（2045年）までの間に総人口は約39,600人減少し、令和2年（2020年）と比べると約63%に落ち込むことが見込まれます。

また、年齢階層別にみると、15～64歳の生産年齢人口が大きく減少するため、高齢化率は2020年から2045年までの間に約10ポイントの増加と見込まれます。



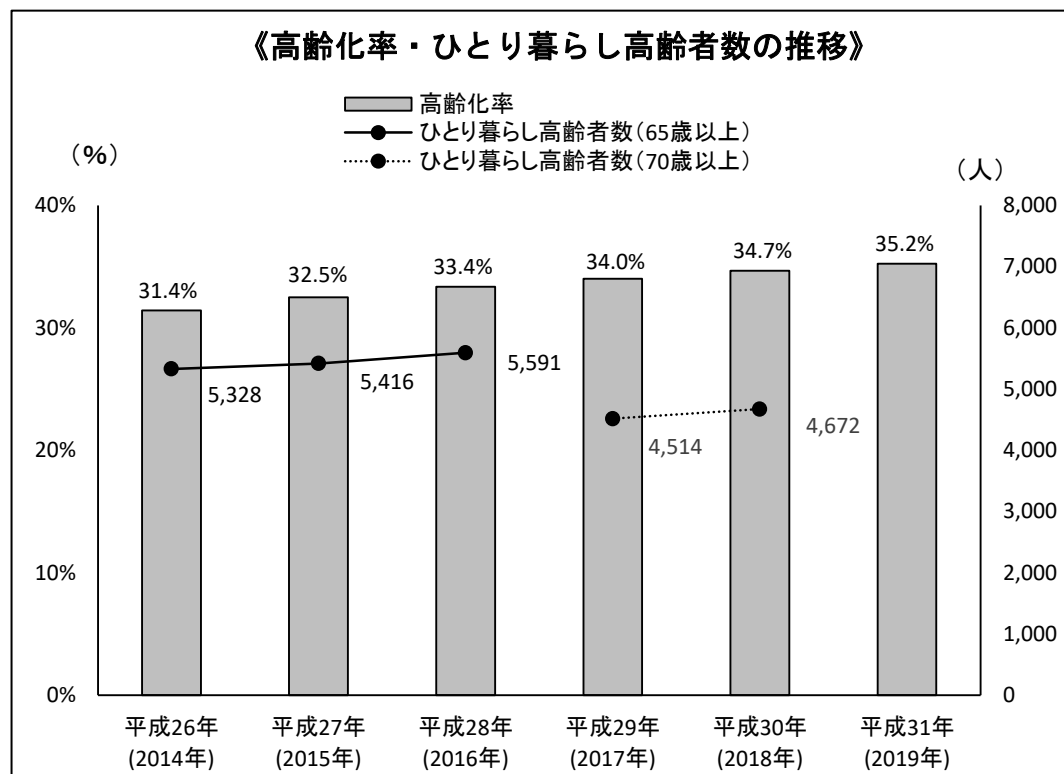
※出典：桐生市人口ビジョン改訂版、平成27年は国勢調査



※出典：桐生市人口ビジョン改訂版、平成27年は国勢調査

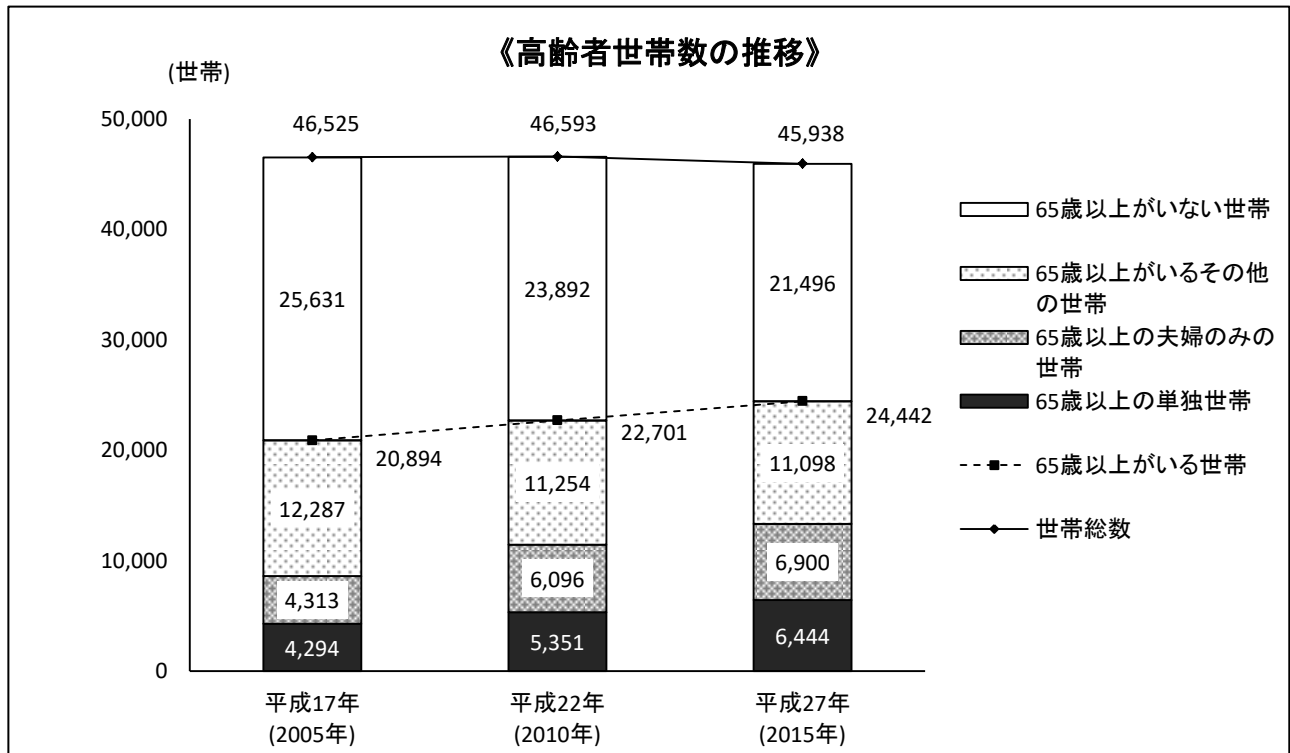
（2）高齢者人口・ひとり暮らし高齢者

桐生市における高齢化率は令和元年度（2019年）において35.2%であり、3人に1人以上が高齢者となっております。また、ひとり暮らしの高齢者数や高齢者のいる世帯についても、年々増加しています。



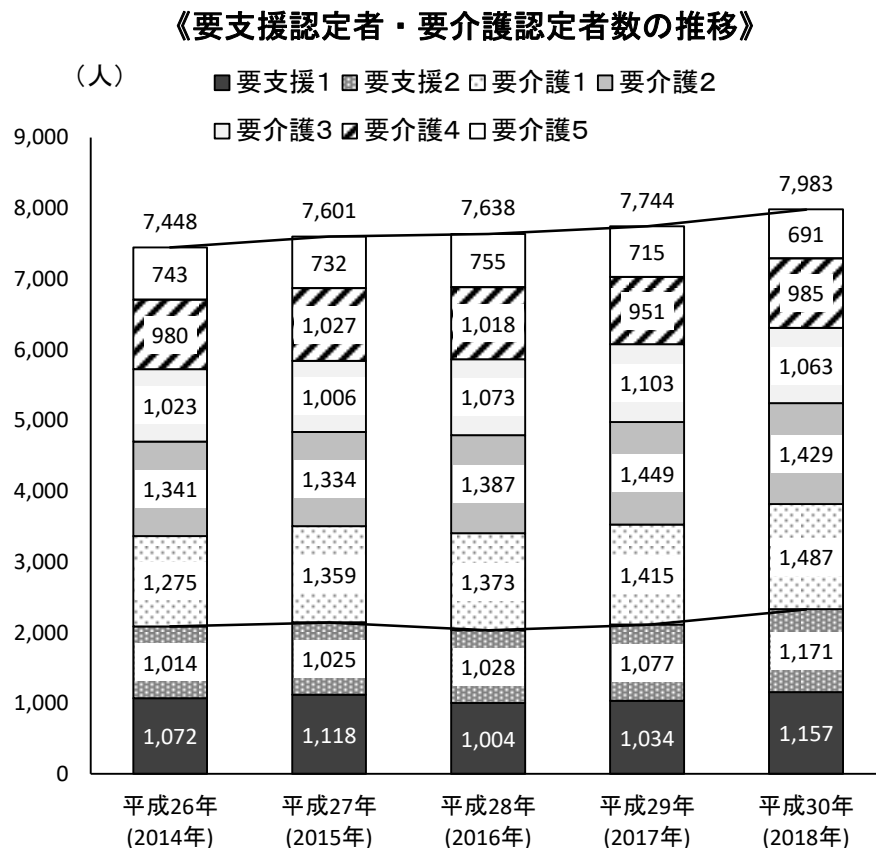
※出典 高齢化率：長寿支援課資料（各年4月1日末現在）

ひとり暮らし高齢者数：群馬県統計情報 ひとり暮らし高齢者基礎調査結果
（2016年までは65歳以上、2017以降は70歳以上）



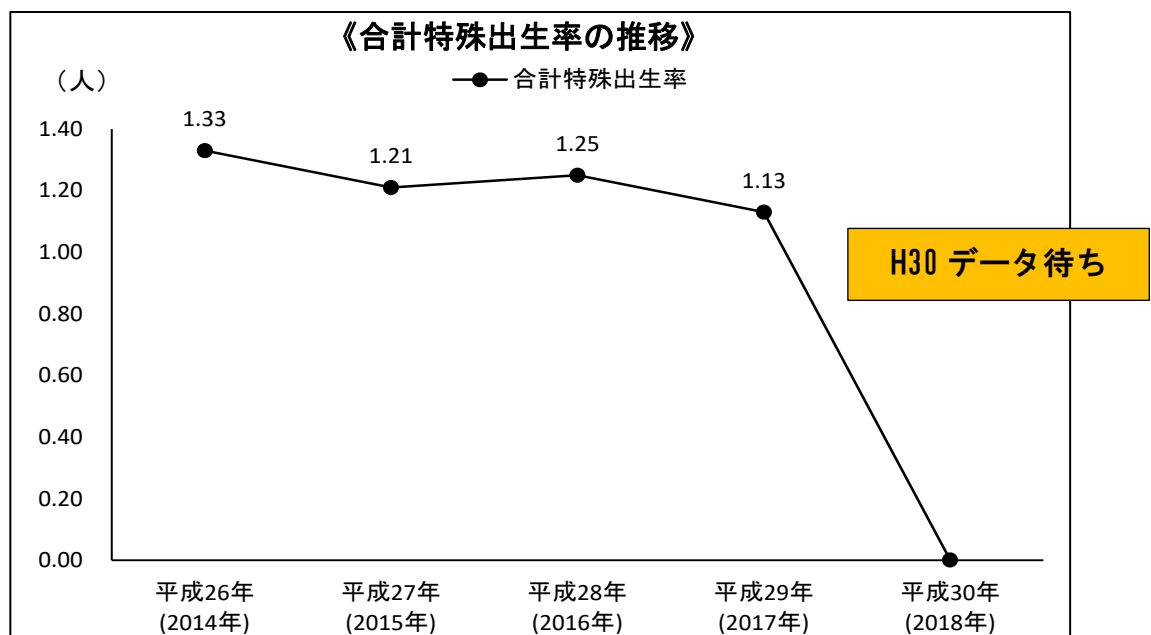
(3) 要支援認定・要介護認定状況

桐生市では、高齢者人口の増加とともに要支援・要介護認定を受けている人も増加し続けています。



(4) 合計特殊出生率

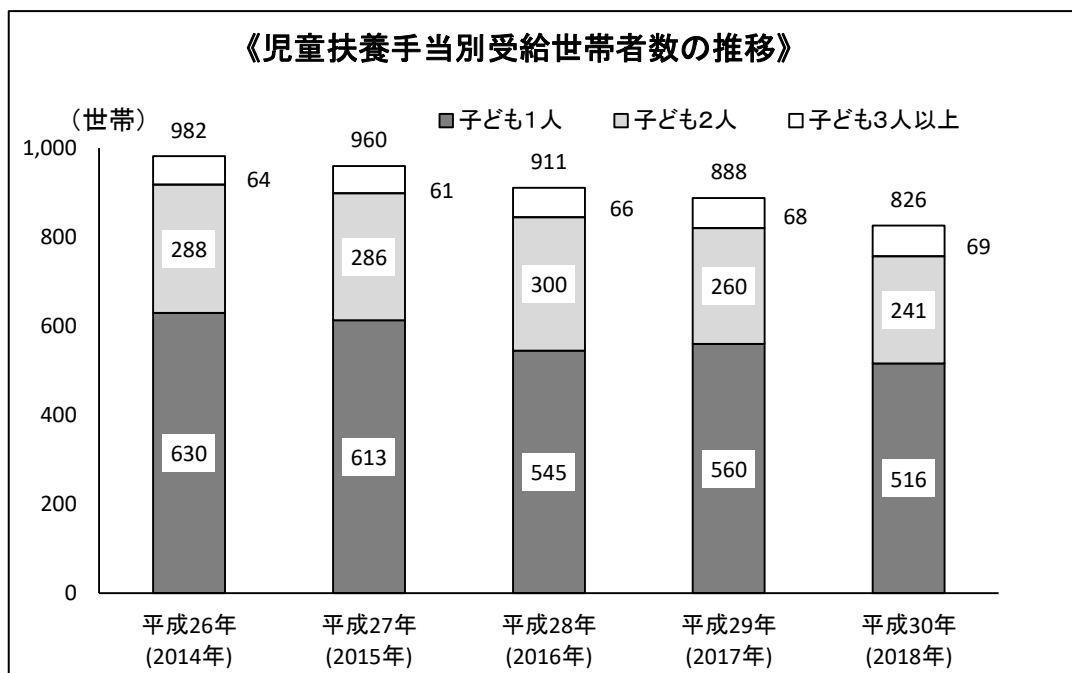
桐生市における合計特殊出生率は平成30年（2018年）において（未発表）人であり、直近5年の間、減少傾向にあります。



※出典：群馬県人口動態調査

(5) 児童扶養手当受給者世帯状況※

桐生市において児童扶養手当を受けている世帯は、平成30年（2018年）において826人であり、直近5年の間、減少傾向にあります。



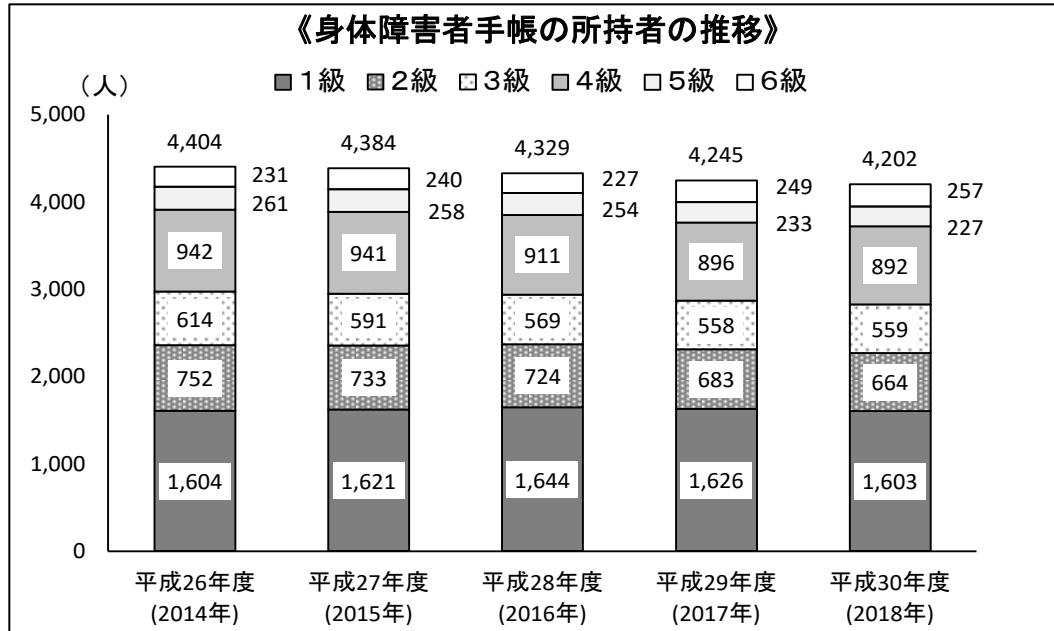
※出典：子育て支援課 事務事業報告書から引用（各年度3月末日現在）

※ 【児童扶養手当】：父母が離婚するなどして父または母の一方しか養育をうけられない一人親家庭などの児童のために支給される手当。

(3) 障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳の所持者※

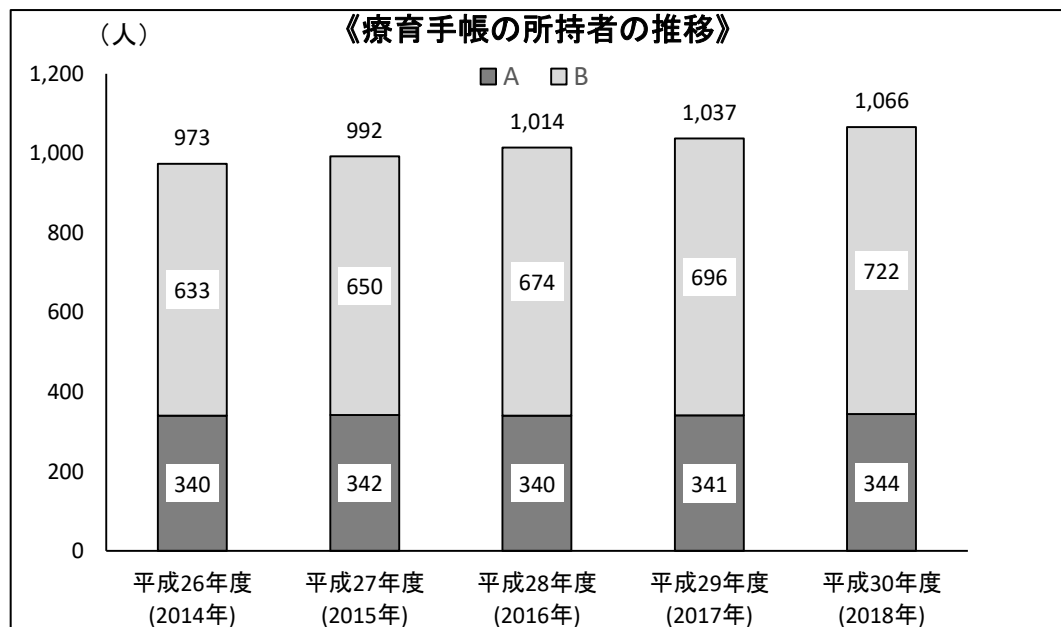
桐生市における身体障害者手帳の所持者は、平成30年（2018年）において4,202人であり、直近5年の間、減少傾向にあります。



※出典：福祉課資料（各年度3月末日現在）

(2) 療育手帳の所持者※

桐生市における療育手帳の所持者は、平成30年（2018年）において1,066人であり、直近5年の間、増加傾向にあります。

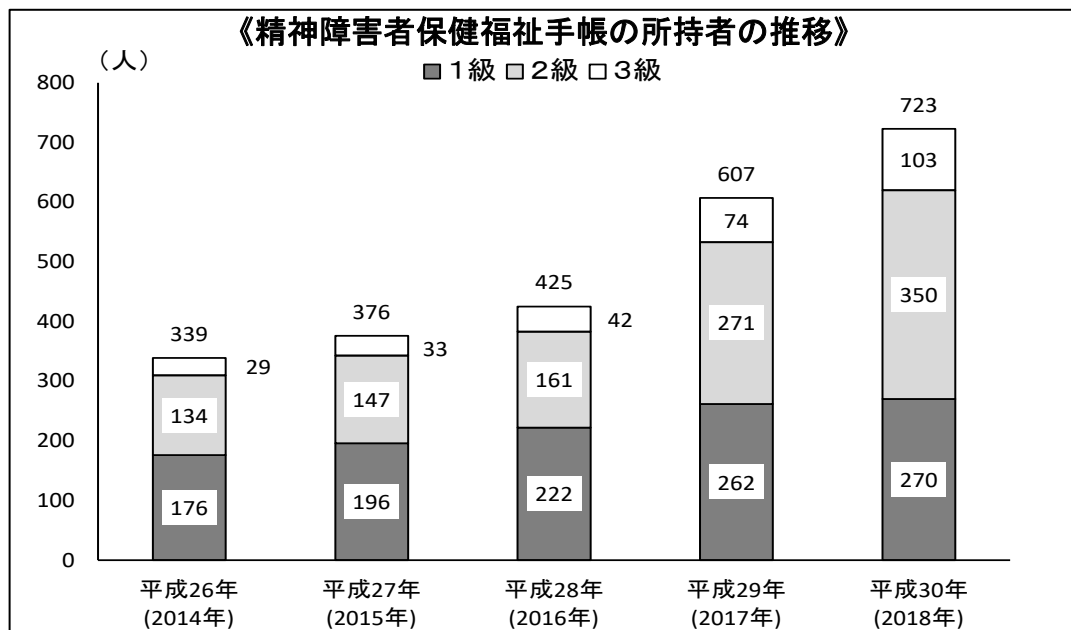


※出典：福祉課資料（各年3月末日現在）

- ※ 【身体障害者手帳】：身体障害者福祉法に規定する身体障害者であることを確認するため都道府県知事が交付するもの。交付される等級は、重い順に1級から6級に分かれている。
- ※ 【療育手帳】：知的障害者に対する指導、相談、援助等を円滑に実施するために都道府県知事が交付するもの。障がいの程度として「A（重度）」と「B（中度～軽度）」に分かれている。

(3) 精神障害者保健福祉手帳※

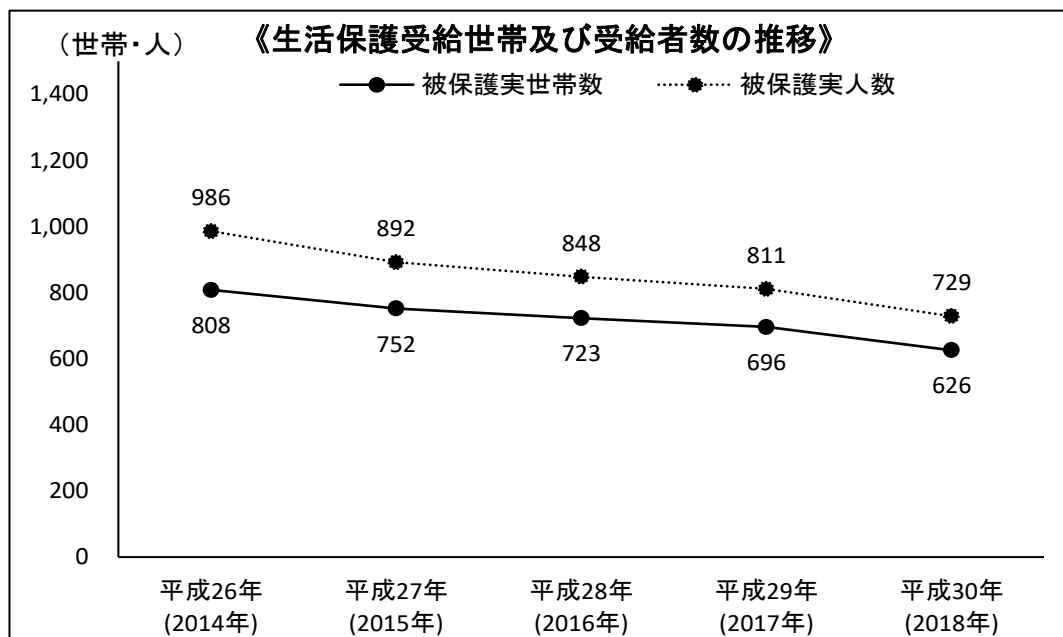
桐生市における精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成30年（2018年）において723人であり、直近5年の間、増加傾向にあります。



※出典：福祉課資料（各年3月末日現在）

(4) 生活保護受給の状況

桐生市における生活保護受給世帯及び受給者数は、平成30年（2018年）において626世帯・729人であり、直近5年の間、減少傾向にあります。



※出典：福祉課資料 事務事業報告書（各年度毎月平均値）

※ 【精神障害者保健福祉手帳】：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者であることを確認するため都道府県知事が交付するもの。障がいの程度は、重い順に1級から3級に分かれている。

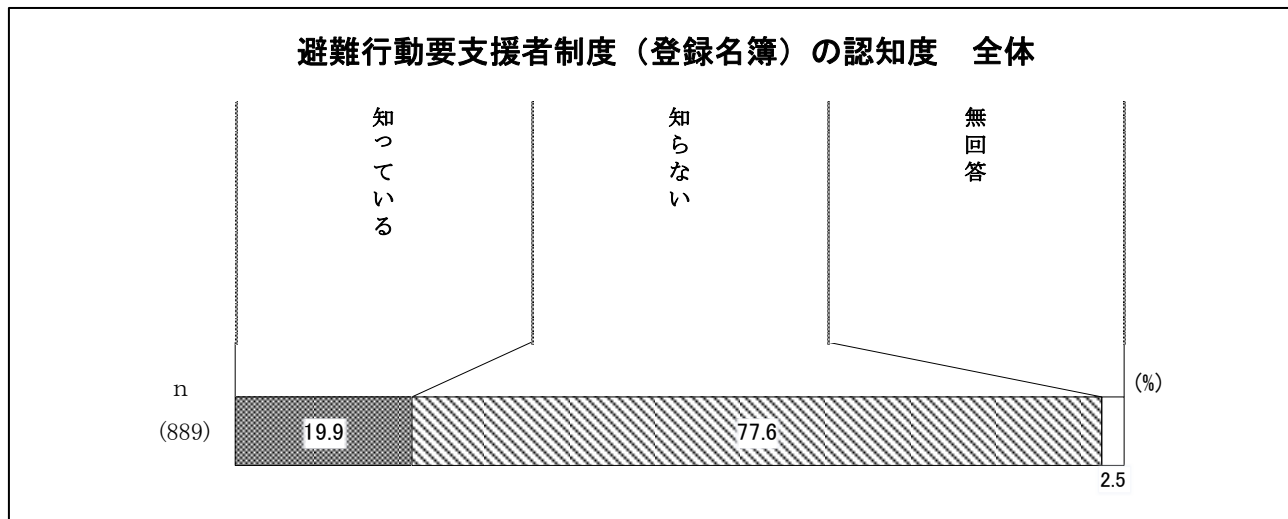
2 アンケートからみる地域の現状

(1) 市民アンケートの結果

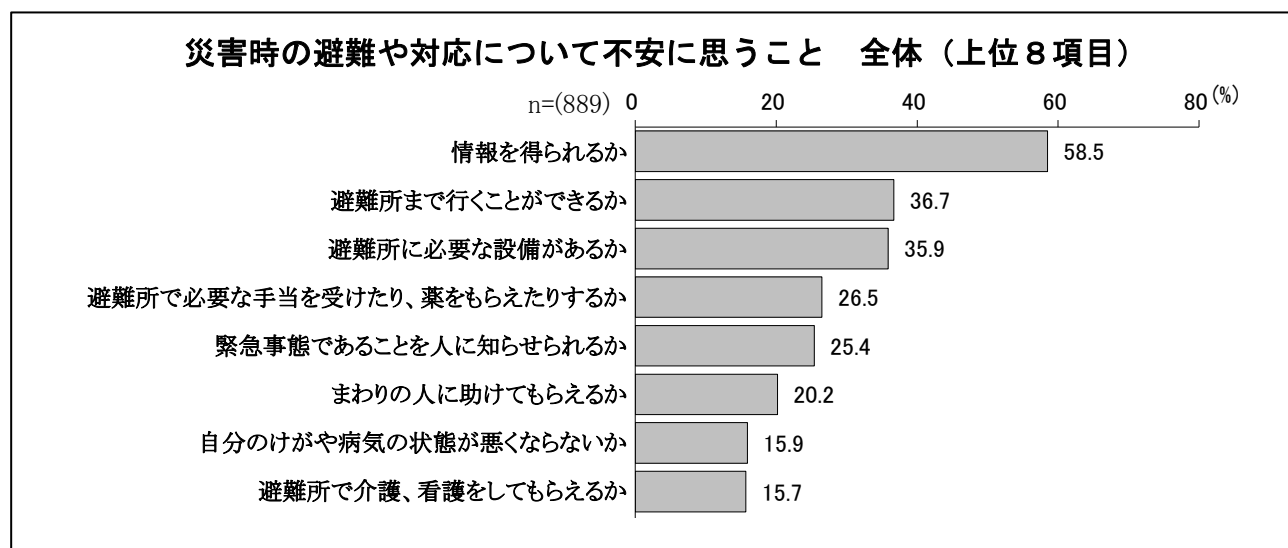
第3次計画に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるために、市内居住の18歳以上の市民2,000人（無作為抽出）を対象に市民アンケートを実施したところ、889人（回答率44.5%）から回答を得ました。このアンケートで地域福祉に関する市民の意識を調査したところ、次のような課題が見受けられました。

① 安心・安全の地域づくりについて

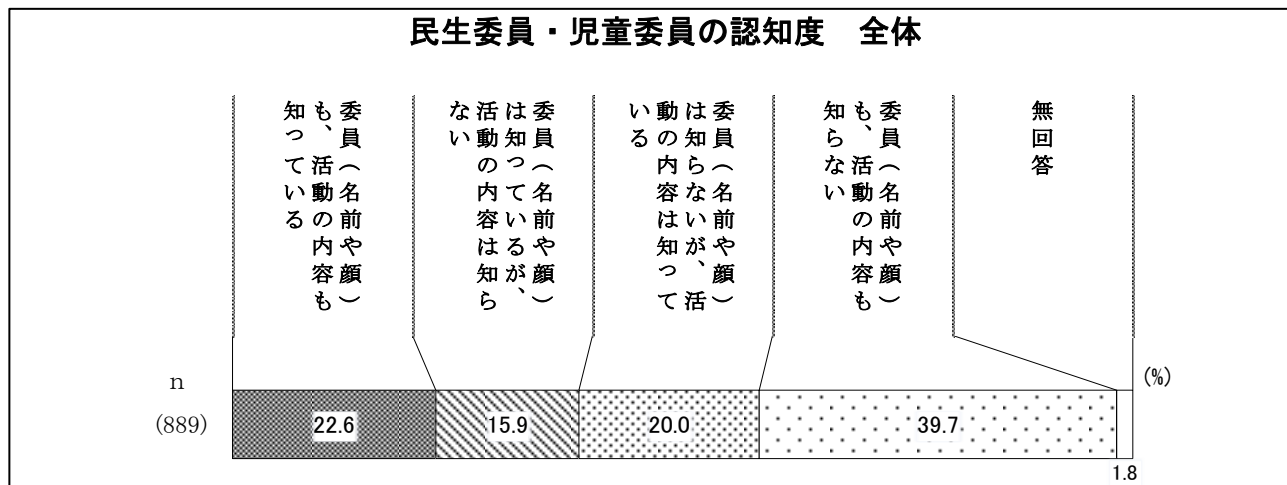
避難行動要支援者制度（登録名簿）の認知度について聞いたところ、「知らない」が77.6%を占めており、制度の周知の必要性がうかがえます。（P56コラム参照）



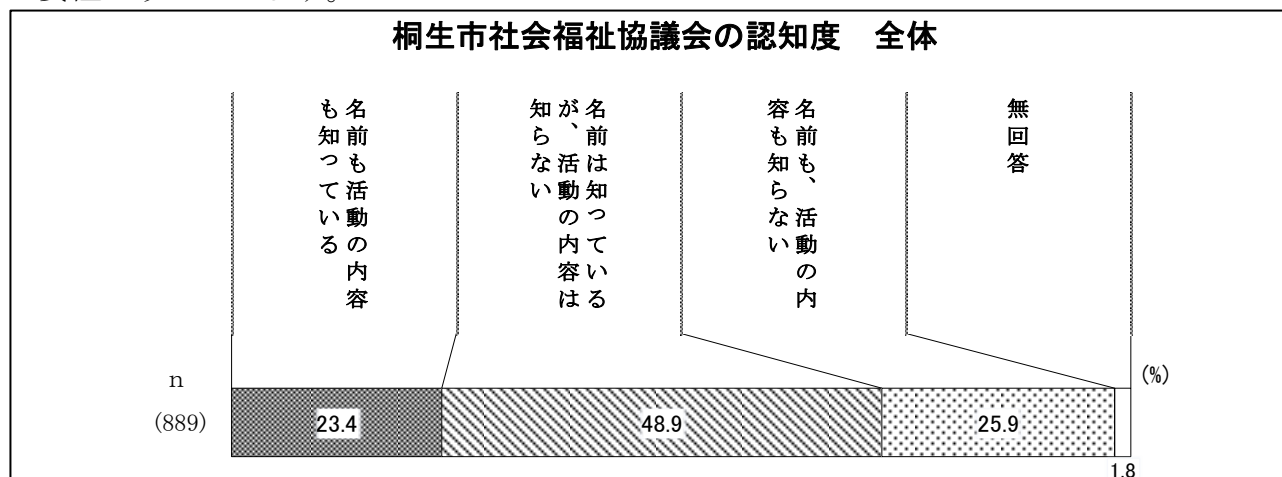
災害時の避難や対応について不安に思うことについて聞いたところ、「情報を得られるか」が58.5%と最も高くなっており、災害時における情報提供の重要性がうかがえます。



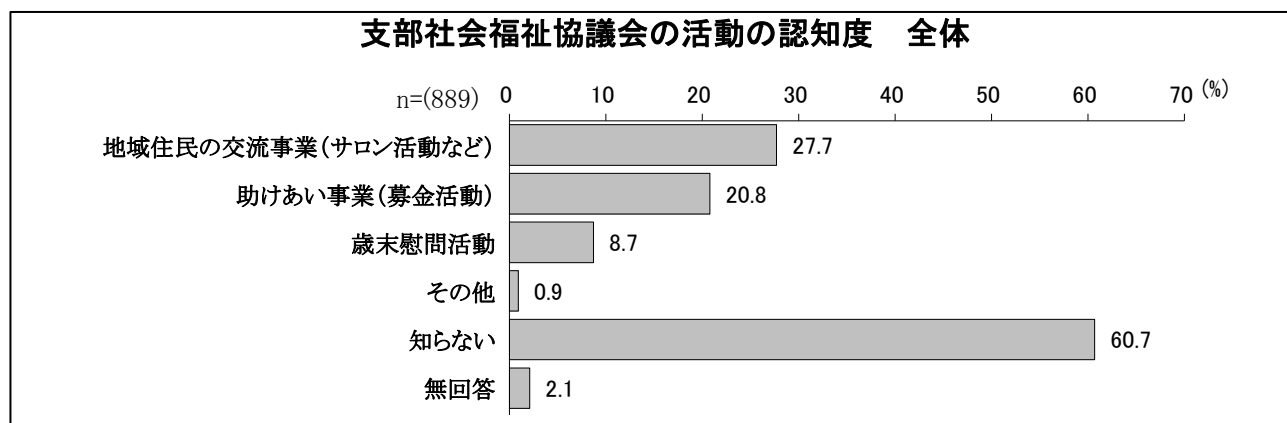
民生委員・児童委員の認知度について聞いたところ、全体では「委員(名前や顔)も、活動の内容も知らない」が39.7%で最も高くなっており、委員と活動の両方の周知の必要性がうかがえます。



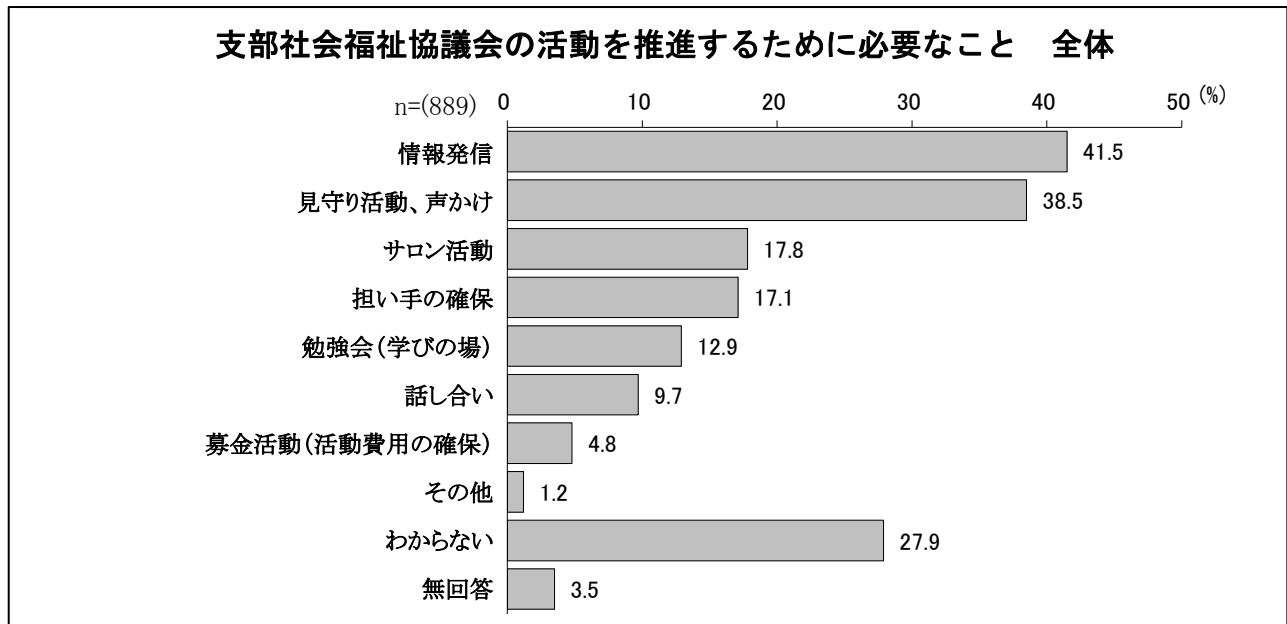
桐生市社会福祉協議会の認知度について聞いたところ、全体では「名前は知っているが、活動の内容は知らない」が48.9%で最も高くなっており、特に活動内容の周知の必要性がうかがえます。



支部社会福祉協議会※の活動の認知度について聞いたところ、全体では「知らない」が60.7%で最も高くなっており、活動の周知の必要性がうかがえます。

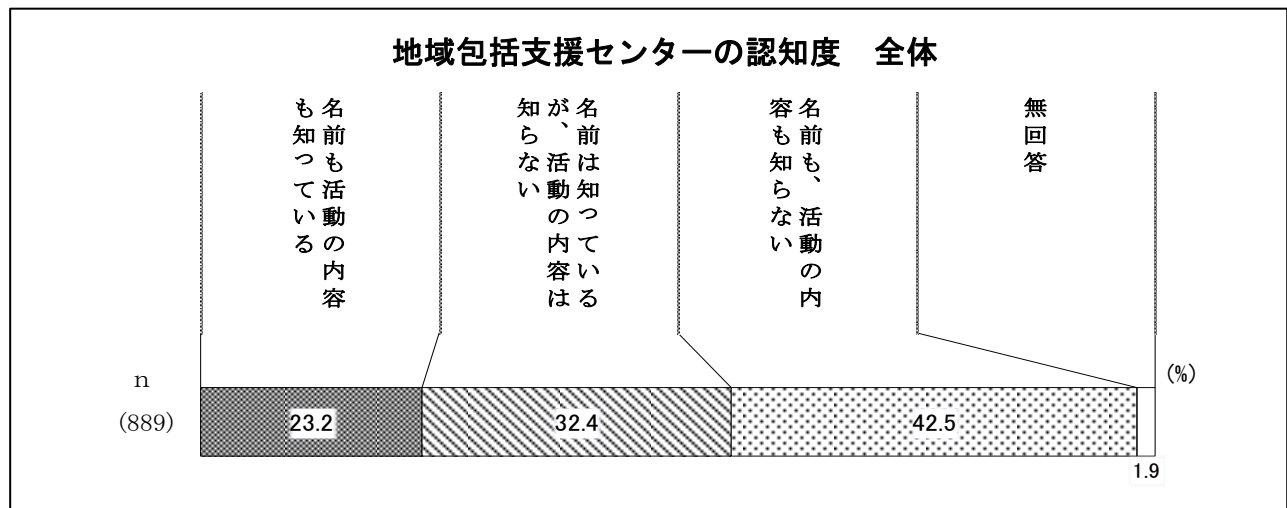


支部社会福祉協議会の活動を推進するために必要なことについて聞いたところ、全体では「情報発信」が41.5%、「見守り活動、声かけ」が38.5%で特に高くなっています。



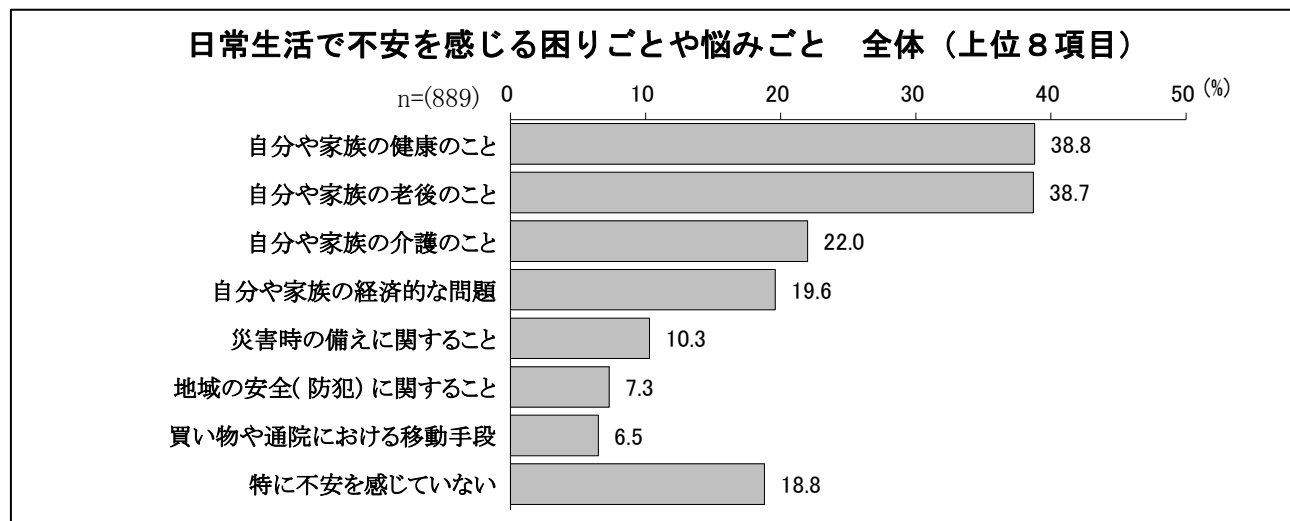
※支部社会福祉協議会は、「誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくり」を目指す地域住民主体の活動組織団体で、区ごとに設置されています。

地域包括支援センターの認知度について聞いたところ、全体では「名前も、活動の内容も知らない」が42.5%で最も高く、組織の周知の必要性がうかがえます。

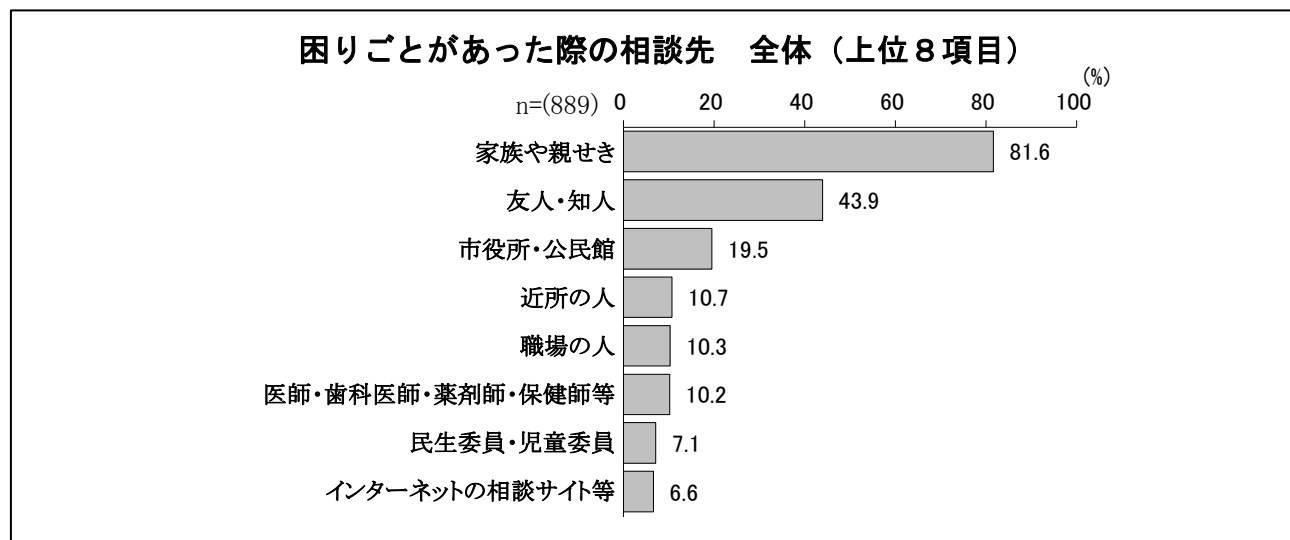


② 支え合いの仕組みづくりについて

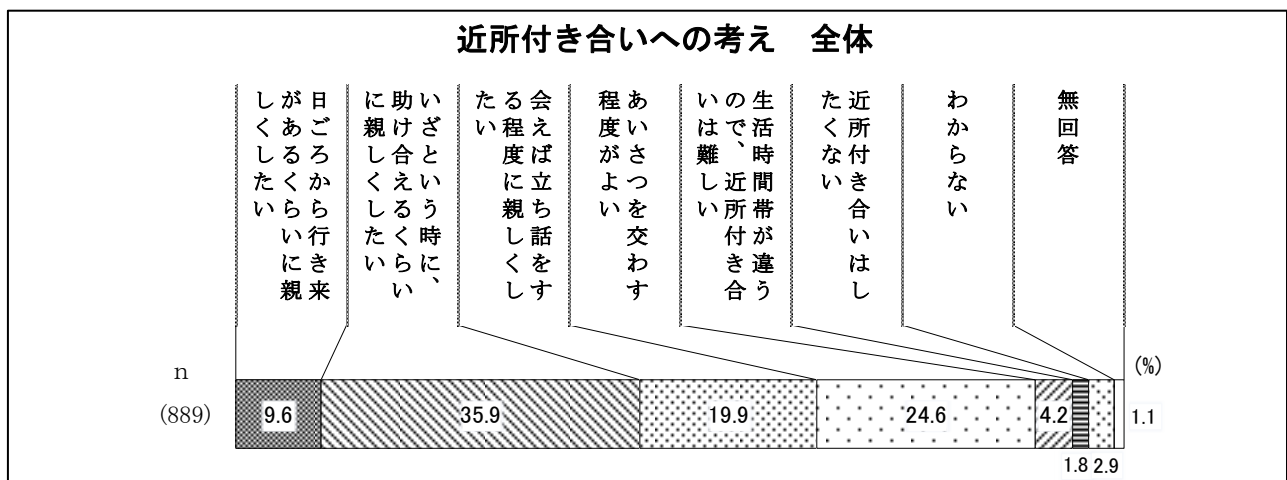
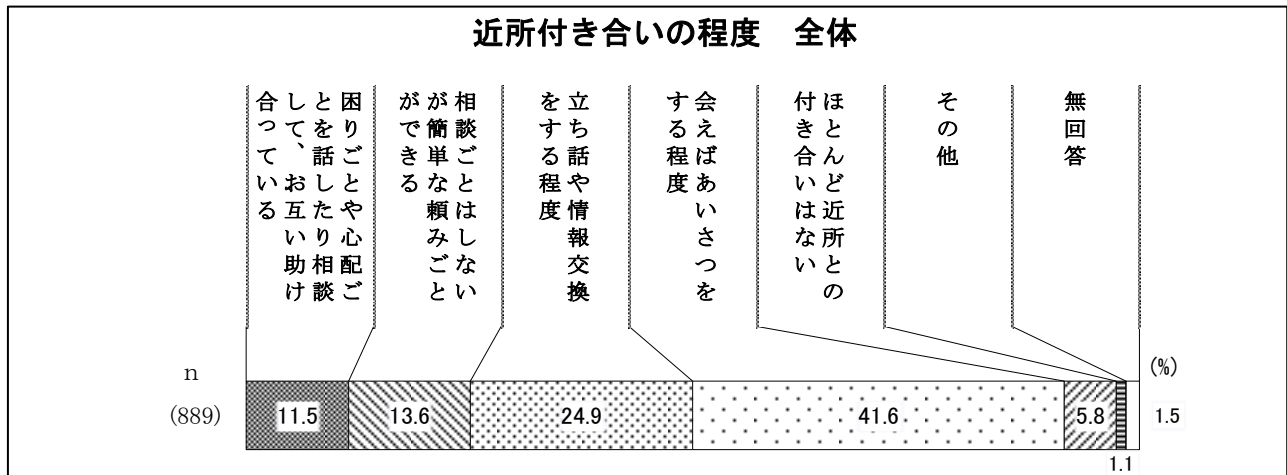
日常生活で不安を感じる困りごとや悩みごとについて聞いたところ、全体では「自分や家族の健康のこと」が38.8%、「自分や家族の老後のこと」が38.7%で特に高くなっています。一方、「特に不安を感じていない」は18.8%でした。



困りごとがあった際の相談先について聞いたところ、全体では「家族や親せき」が81.6%で最も高くなっています。次いで「友人・知人」が43.9%、「市役所・公民館」が19.5%でした。このことから、多くの人困りごとの起こったときは身近な人に相談していることとともに、公的機関での相談支援が求められていることもうかがえます。



近所付き合いの程度について聞いたところ、全体では「会えばあいさつをする程度」が41.6%と最も高く、近所とは必要以上の付き合いをしていない人が多いことがうかがえます。一方、近所付き合いへの考えについて聞いたところ、全体では「いざという時に、助け合えるくらいに親しくしたい」が35.9%と最も高く、50歳以上のいずれの年代においても3割を超えて最も高くなっています。このことから、実際の近所付き合いは薄い反面、今後の希望としては、いざという時に助け合える関係の構築が望まれていることがうかがえます。

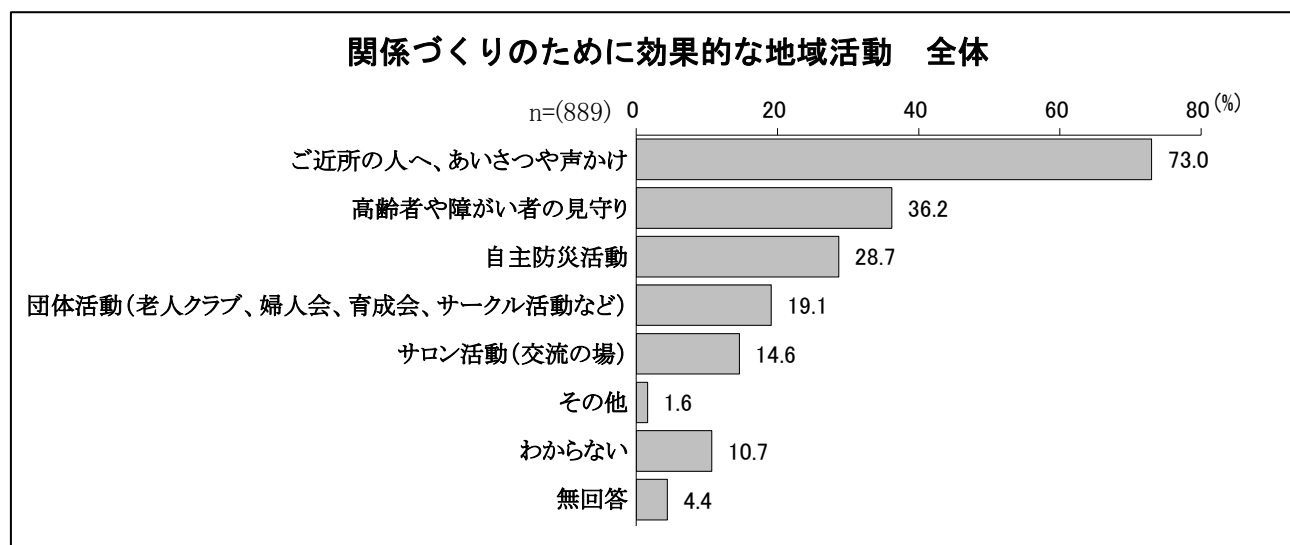


近所付き合いとしてできると思うことについて聞いたところ、全体では「安否確認の声かけ」が54.3%、「災害時の避難の手助け」が51.7%で特に高くなっています。反対に、近所付き合いとして、してほしいことについて聞いたところ、全体では「災害時の避難の手助け」が47.9%、「安否確認の声かけ」が37.9%で特に高くなっています。このことから、助け合いでできることと、してほしいことの主要な要望は同じであることがうかがえます。

「近所付き合いとしてできると思うこと」と「近所付き合いとして、してほしいこと」
上位3項目の比較 全体

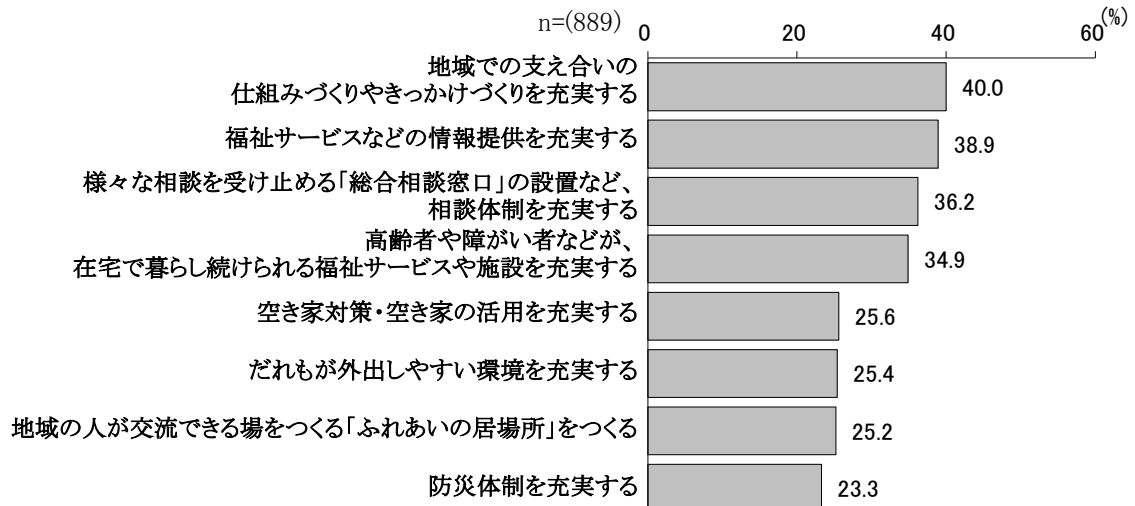
	第1位	第2位	第3位
近所付き合いとしてできると思うこと	安否確認の声かけ (54.3%)	災害時の避難の手助け (51.7%)	趣味や世間話などの話し相手 (39.7%)
近所付き合いとしてしてほしいこと	災害時の避難の手助け (47.9%)	安否確認の声かけ (37.9%)	趣味や世間話などの話し相手 (22.3%)

関係づくりのために効果的な地域活動について聞いたところ、全体では「ご近所の人へ、あいさつや声かけ」が73.0%で最も高くなっています。



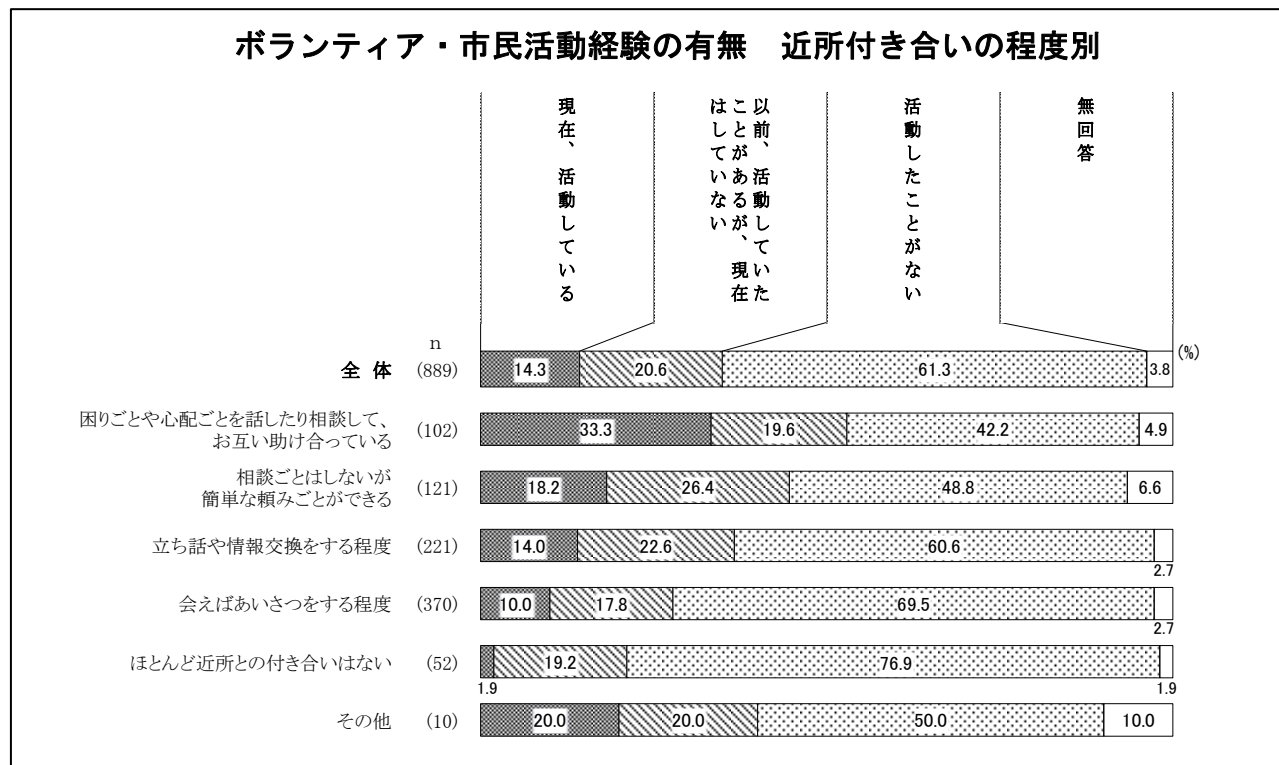
地域福祉を推進していくために重要なことについて聞いたところ、全体では「地域での支え合いの仕組みづくりやきっかけづくりを充実する」が40.0%と最も高くなっています。次いで、「福祉サービスなどの情報提供を充実する」が38.9%、「様々な相談を受け止める「総合相談窓口」の設置など、相談体制を充実する」が36.2%、「高齢者や障がい者などが、在宅で暮らし続けられる福祉サービスや施設を充実する」が34.9%でした。

地域福祉を推進していくために重要なこと 全体（上位8項目）

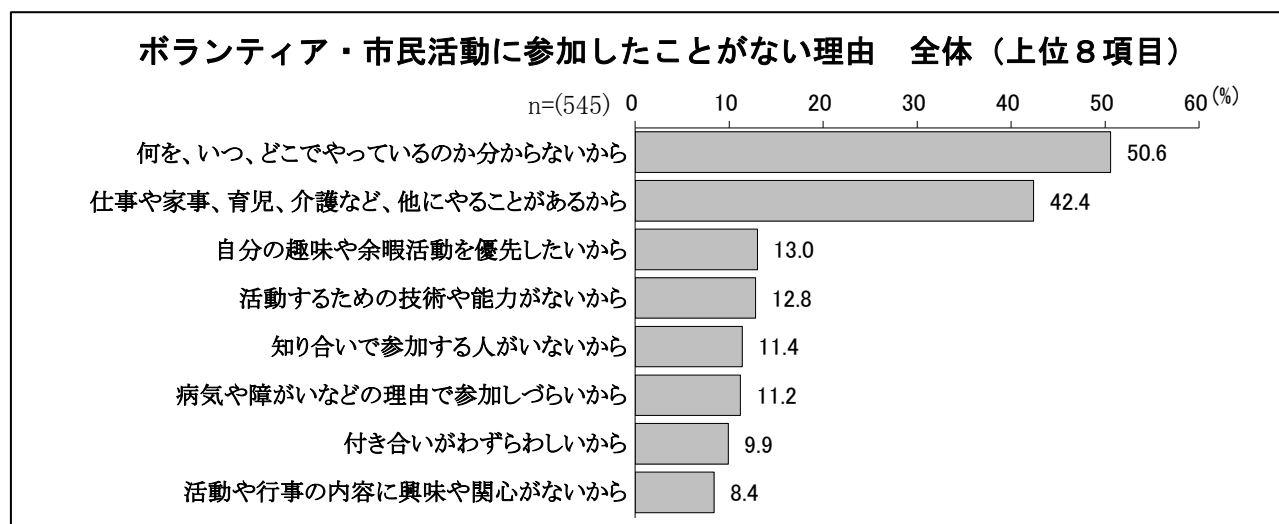


② 地域を支える人づくり・活動促進について

ボランティア・市民活動経験の有無について聞いたところ、全体では「活動したことがない」が61.3%と最も高くなっています。一方、近所付き合いの程度別でみると、「現在、活動している」については「困りごとや心配ごとを話したり相談して、お互い助け合っている」と回答した人が33.3%と全体に比べて高くなっており、近所付き合いの程度が密になるにつれて割合は高くなる傾向にあります。

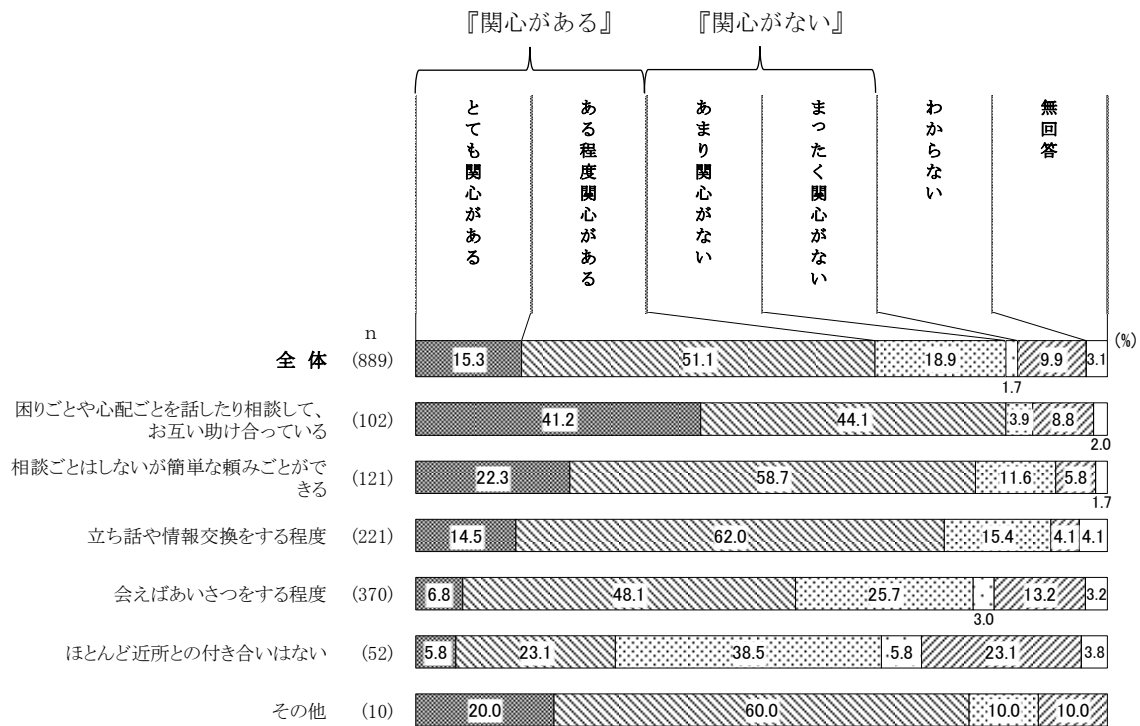


ボランティア・市民活動に参加したことがない理由について聞いたところ、全体では「何を、いつ、どこでやっているのか分からないから」が50.6%と最も高くなっています。このことから、適切な情報が必要な人やほしい人に届いていないことがうかがえます。特に年代別にみると、「何を、いつ、どこでやっているのか分からないから」については60～64歳が65.3%で全体に比べて高くなっており、退職後に地域活動を志す人たちへの情報発信が重要となっています。



地域福祉への関心度について聞いたところ、全体では「とても関心がある」(15.3%)と「ある程度関心がある」(51.1%)を合わせた『関心がある』は66.4%となっています。近所付き合いの程度別でみると、『関心がある』については「困りごとや心配ごとを話したり相談して、お互い助け合っている」と回答した人(85.3%)、「相談ごとはしないが簡単な頼みごとができる」と回答した人(81.0%)、「立ち話や情報交換をする程度」と回答した人(76.5%)が全体に比べて高く、近所付き合いの程度が密になるにつれて割合は高くなる傾向にあります。

地域福祉への関心度 近所付き合いの程度別

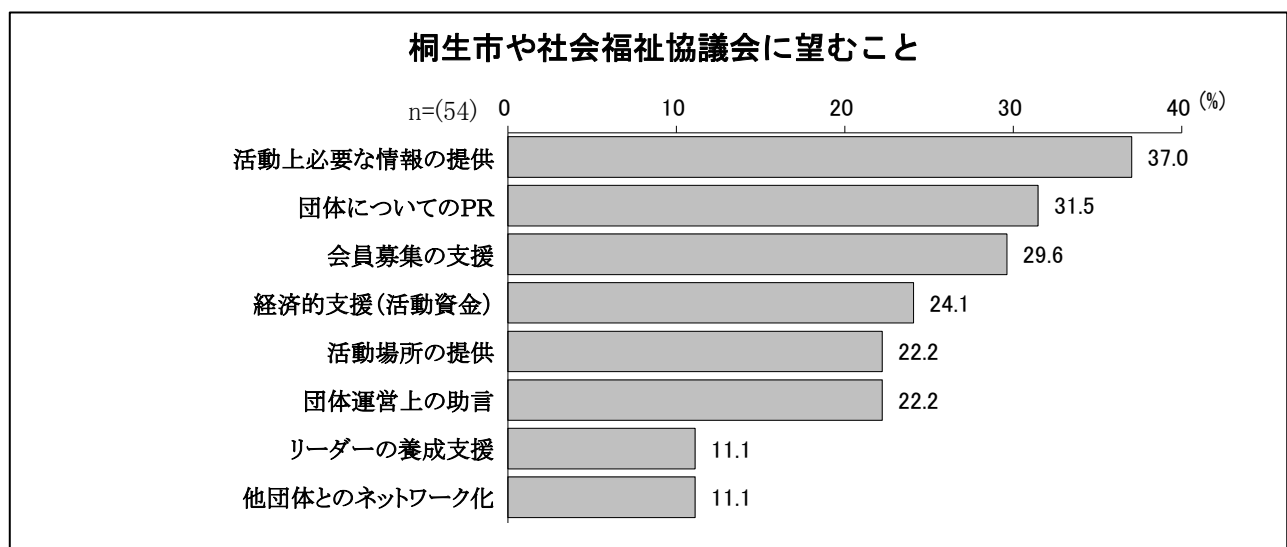


(2) 福祉団体アンケートの結果

第3次計画に地域福祉に関する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、桐生市ボランティアセンターに登録している92団体を対象にアンケートを実施したところ、54団体から回答を得ました。このアンケートで団体の状況や地域の活動等を調査したところ、次のような課題が見受けられました。

① 安心・安全の地域づくりについて

桐生市や社会福祉協議会に望むことについて聞いたところ、「活動上必要な情報の提供」が37.0%で最も高くなっています。次いで、「団体についてのPR」が31.5%、「会員募集の支援」が29.6%、「経済的支援（活動資金）」が24.1%でした。



② 支え合いの仕組みづくりについて

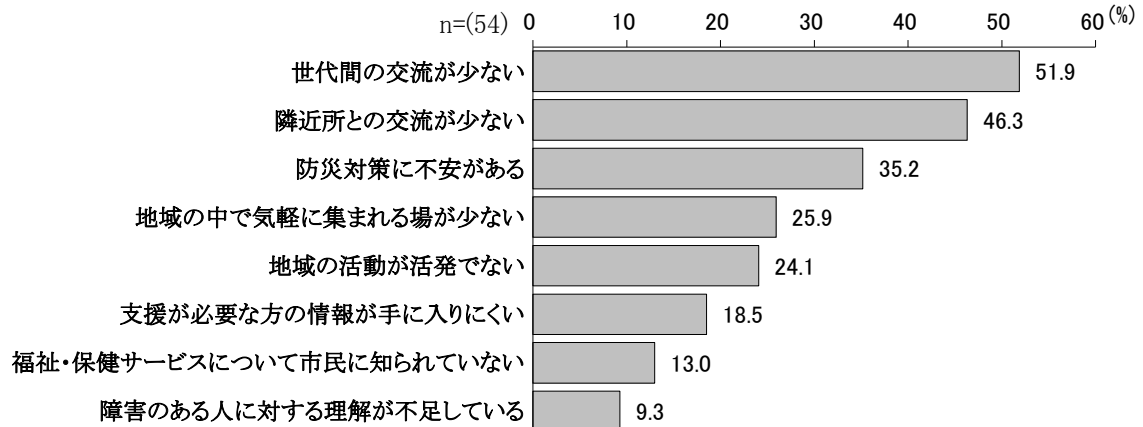
活動を行う上で交流や連携のある地域の団体・機関等について聞いたところ、「市役所」と「社会福祉協議会」がそれぞれ63.0%と最も高くなっています。一方、「企業」と「商工会議所」といった民間の企業団体はそれぞれ3.7%にとどまりました。

活動を行う上で交流や連携のある地域の団体・機関等 上位項目・下位項目の比較 全体

	第1位	第2位	第3位
上位項目	市役所 (63.0%)	社会福祉協議会 (63.0%)	自治会・町会 (53.7%)
下位項目	青年会議所 (0.0%)	弁護士・司法書士 (3.7%)	企業 (3.7%) 商工会議所 (3.7%)

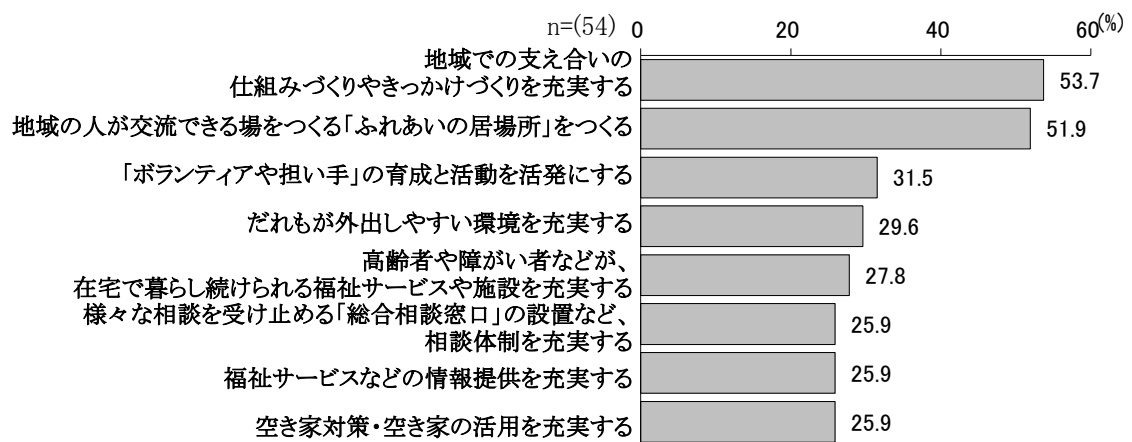
活動を通じて感じる地域の問題点や課題について聞いたところ、「世代間の交流が少ない」が 51.9%、「隣近所との交流が少ない」が 46.3%で特に高くなっています。次いで、「大規模な風水害や地震時の避難と安否確認等、防災対策に不安がある」が 35.2%、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」が 25.9%、「地域の活動が活発でない」が 24.1%でした。

活動を通じて感じる地域の問題点や課題（上位 8 項目）



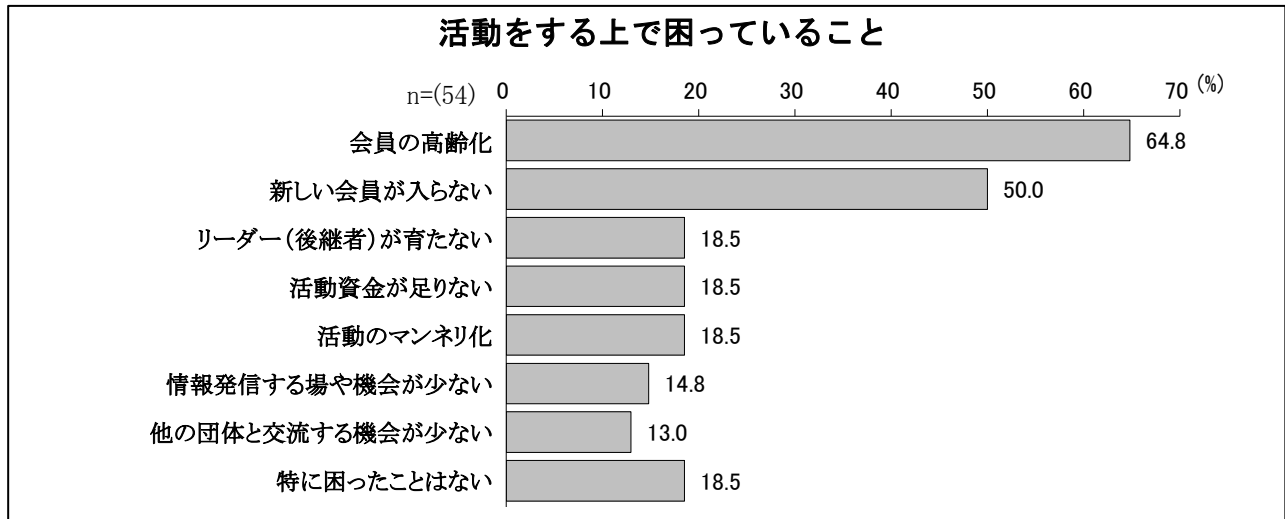
地域福祉を推進していくために重要なことについて聞いたところ、「地域での支え合いの仕組みづくりやきっかけづくりを充実する」が 53.7%、「地域の人が交流できる場をつくる『ふれあいあいの居場所』をつくる」が 51.9%で特に高くなっています。次いで、「『ボランティアや担い手』の育成と活動を活発にする」が 31.5%、「だれもが外出しやすい環境を充実する」が 29.6%、「高齢者や障がい者などが、在宅で暮らし続けられる福祉サービスや施設を充実する」が 27.8%でした。

地域福祉を推進していくために重要なこと（上位 8 項目）



③地域を支える人づくり・活動促進について

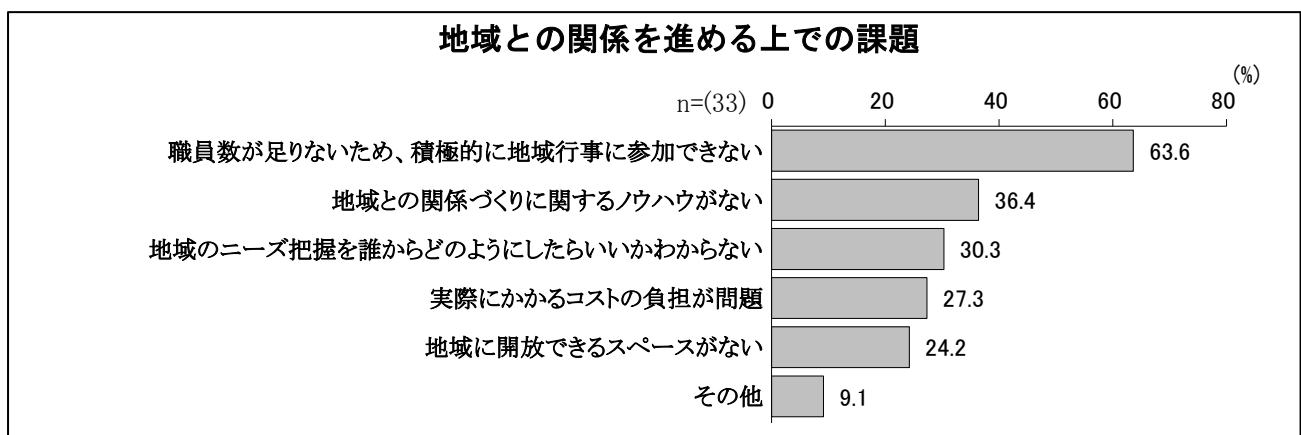
活動をする上で困っていることについて聞いたところ、「会員の高齢化」が64.8%、「新しい会員が入らない」が50.0%で特に高くなっています。次いで、「リーダー（後継者）が育たない」、「活動資金が足りない」、「活動のマンネリ化」、「特に困ったことはない」が、それぞれ18.5%でした。



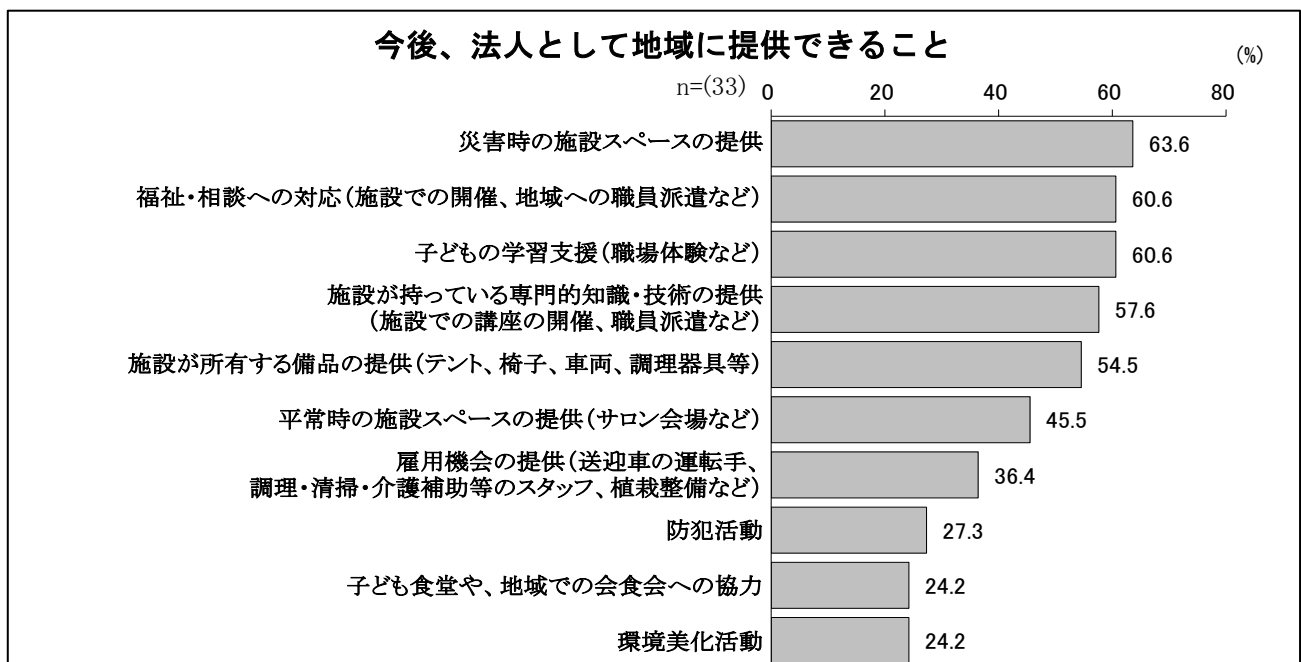
(3) 社会福祉法人アンケートの結果

第3次計画に地域福祉に関する社会福祉法人関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、桐生市内の35法人を対象にアンケートを実施したところ、33法人から回答を得ました。このアンケートで社会福祉法人の状況や地域の活動等を調査したところ、次のような課題が見受けられました。

地域との関係を進める上での課題について聞いたところ、「職員数が足りないため、積極的に地域行事に参加できない」が63.6%で最も高くなっています。次いで、「地域との関係づくりに関するノウハウがない」が36.4%、「地域のニーズ把握を誰からどのようにしたらいいかわからない」が30.3%、「実際にかかるコストの負担が問題」が27.3%でした。



今後、法人として地域に提供できることについて聞いたところ、「災害時の施設スペースの提供」が63.6%で最も高くなっています。次いで、「福祉・相談への対応（施設での開催、地域への職員派遣など）」が60.6%、「子どもの学習支援（職場体験など）」が60.6%、「施設が持っている専門的知識・技術の提供（施設での講座の開催、職員派遣など）」が57.6%でした。



(4) 地域福祉活動計画地区別懇談会の結果

行政区別に地区別懇談会を実施、延べ 527 人が参加者で地域福祉課題の把握及びその解決策などについて話し合い、意見をいただきました。テーマとしては、交流や居場所・サロン、近所付き合いや地域情報、地域の担い手、子どもや高齢者、移動手段、防災や災害時の支援などに関して、次のような課題が見受けられました。

項目	主な課題
地域の交流	・多世代の交流機会が少なくなっていること（特に子どもを通じた交流の少なさ） ・交流や集いの場の担い手や参加者が少ないこと ・交流の場のあるところとないところがあること ・住民同士のつながりが希薄化していること ・男性が地域に出てこないこと ・地域の行事や活動にでる人が固定化していること
サロン	・男性の参加者が少ないこと ・参加者が減少または固定化していること ・運営費の確保が難しいこと ・担い手が高齢化していること ・サロンの立ち上がらない場所があること ・移動手段がないと参加できないこと ・活動内容がマンネリ化していること
近所付き合い /地域情報	・集合住宅の住人との付き合い ・マンション住人の情報不足 ・若い人のプライバシー問題がある ・地域情報を共有する機会がないこと ・近所への目配りや気配りがないこと
地域の担い手 や地域活動	・若い世代がいなく、後継者が不足していること ・活動できるリーダーが少ないこと ・担い手が不足していること ・担い手が高齢化していること ・ボランティアは時間がとれる人しかできないこと ・さまざまな活動の継続が困難であること ・地域活動の参加者が少ないこと
子ども/親	・子どもが少ないこと（親同士のつながりも希薄化している） ・行事に参加してくれないこと ・育成会に親が参加しないこと
高齢者	・単身世帯の買い物支援が必要であること ・市営団地を中心に単身世帯が多くなっていること ・身寄りのない方の緊急時対応や死亡された場合の対応が難しいこと ・ゴミ出しの支援が難しいこと ・買い物難民がいること ・独居高齢者の見守りが課題であること（孤独死） ・介護を要する世帯が増えていること ・老老介護になっている場合があること ・見守り活動が必要であること ・認知症の独居世帯の場合に様々な問題が生じること ・高齢者の事故や火事が多いこと

移動手段	・送迎サービス等の充実が必要（移動手段が限られていること） ・運転ができなくなると社会参加の機会も減ってしまうこと ・車がないと何もできないこと ・買い物弱者がいること
防災や災害時の支援	・災害時の支援での助ける側が高齢化していること ・防災に対する意識が低いこと ・災害を心配している高齢者が多いこと ・防災情報が住民に届いていないこと
その他	・高齢者の多い団地への対応 ・相談機関が近くにないこと ・民生委員の担い手が不足していること ・詐欺の電話が多いこと ・空き家が多いこと ・働く場がないこと ・少子高齢化が進んでいること ・個人情報の取扱いが厳しくなっていること ・情報発信が足りないこと ・民生委員の仕事が増えていること ・バリアフリーの問題（公民館にエレベーターがない等） 等



【地区別懇談会の様子】

3 桐生市の地域福祉・地域福祉推進に係る課題

(1) 安心・安全の地域づくりについて

市民アンケートの結果をみると、7割以上の市民が避難行動要支援者制度（登録名簿）を認知しておらず、安心・安全な地域づくりにむけて制度の周知は急務となっています。同時に、災害時の避難や対応について不安に思うこととして半数以上の市民が「情報を得られるか」を回答しており、実際の災害時における地域の情報連絡体制を整える必要があります。

地域福祉活動をけん引する民生委員・児童委員、活動拠点としての桐生市社会福祉協議会、支部社会福祉協議会、地域包括支援センターは、いずれもその認知度が決して高くはありませんでした。また、支部社会福祉協議会の活動を推進するために必要なこととして、4割以上の人が「情報発信」と回答していることから、地域福祉にかかわる組織・団体の名前や活動について、より一層の周知が必要になると考えられます。

福祉団体アンケートの結果をみると、桐生市や社会福祉協議会に望むことは「活動上必要な情報の提供」となっており、こちらも制度の周知活動は欠かせない視点です。

地区別懇談会の結果をみると、防災情報が住民に届いていないこと、防災に対する市民の意識が低いこと、空き家が多いことなどのテーマが自治会役員や民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員等の関係者に問題意識として共有されています。

(2) 支え合いの仕組みづくりについて

市民アンケートの結果をみると、地域福祉を推進していくために重要なことは「地域での支え合いの仕組みづくりやきっかけづくりを充実する」や「福祉サービスなどの情報提供を充実する」、「様々な相談を受け止める『総合相談窓口』の設置など、相談体制を充実する」、「高齢者や障がい者などが、在宅で暮らし続けられる福祉サービスや施設を充実する」などが高くなっていました。

特に、相談体制という点でみると、困りごとがあった際の相談先については、「家族や親せき」、「友人・知人」に次いで、「市役所や公民館」が3番目に高くなっており、公的機関における相談支援の重要性がうかがえます。そして、日常生活で不安を感じる困りごとや悩みごととして、「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」が高くなっていることから、健康や老後の不安に対する相談体制の拡充こそが安心して暮らすことのできる仕組みづくりには不可欠だといえます。

また、住民同士のつながりについては、実際の近所付き合いは薄い反面、今後の希望としては、いざという時に助け合える関係の構築が望まれていることがうかがえます。

なかでも、多くの市民にとって助け合いでできることと、してほしいことの主要な要望（安否確認の声掛けや災害時の手助け）は同じであることから、両者の思いをいかにして地域として繋いでいくかが、お互いに助け合える関係の構築にとって重要な課題です。

関係づくりのために効果的な地域活動として、既に多くの人が「ご近所の人へ、あいさつや声かけ」を重要だと認識していることから、あいさつや声かけなどの身近なことを、いざという時の助け合いの関係づくりへといかにして発展させるかも重要になります。

福祉団体アンケートの結果をみると、市民アンケート同様の「地域での支え合いの仕組みづくりやきっかけづくりを充実する」に加え、「地域の人と交流できる場をつくる『ふれあいあいの居場所』をつくる」が高くなっていました。関係づくり・地域づくりと関連して、交流を生み出すための場の整備が重要な課題といえます。

また、福祉団体の活動においては、公的機関とのかかわりが深い一方で、民間の企業とのかかわりが薄いことがうかがえます。公と民の連携の中で地元企業を地域づくりにどのように巻き込むかが検討課題の一つといえます。

また、福祉団体からみると桐生市では世代間・隣近所での交流が薄いことが、特に問題視されています。自分とは違う立場の人との交流を生み出すことは、地域の関係づくりに不可欠な要素です。

地区別懇談会の結果をみると、主に交流の機会や居場所が少ないこと、近所づきあいが希薄化していること、サロンの参加者の高齢化や固定化などが、自治会役員や民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員等の関係者に問題意識として共有されています。

(3) 地域を支える人づくり・活動促進について

市民アンケートの結果をみると、ボランティア・市民活動に参加したことがないと回答した人が6割以上であり、参加したことがない主な理由として「何を、いつ、どこでやっているのか分からないから」が約半数を占めています。地域福祉をより身近に、より主体的なものとして捉えてもらうためには、地域でどのような活動が行われているのかについて、具体的に、必要な人やほしい人へ届けることが重要です。

また、ボランティア・市民活動の参加率や地域福祉の関心度は、いずれも近所付き合いの程度が密になるにつれて割合が高くなる傾向にあります。地域社会を「我が事・丸ごと」のように捉えるためにも積極的な近所付き合いの機運を醸成することが必要となります。

福祉団体アンケートの結果をみると、会員の高齢化や新規会員の不足、後継者不足などが深刻な問題となっており、市民と福祉団体との間をどのようにして繋ぐかが活動促進の大きな課題となっています。

地区別懇談会の結果をみると、地域活動のリーダーや担い手の不足、移動手段・支援がないと社会参加が難しいことなどが、自治会役員や民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員等の関係者に問題意識として共有されています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 めざすべき姿（基本理念）

第1次計画では「一人一人の暮らしを地域全体で支え合えるまち」という基本理念のもと、計画を作成しました。その後の第2次計画では、第1次計画の基本理念を引き継ぎ、地域福祉の推進に取り組んできました。

第3次計画の理念は、上位計画である「桐生市総合計画」と整合性を図り、「地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、地域福祉の向上を図ります」とします。

基 本 理 念

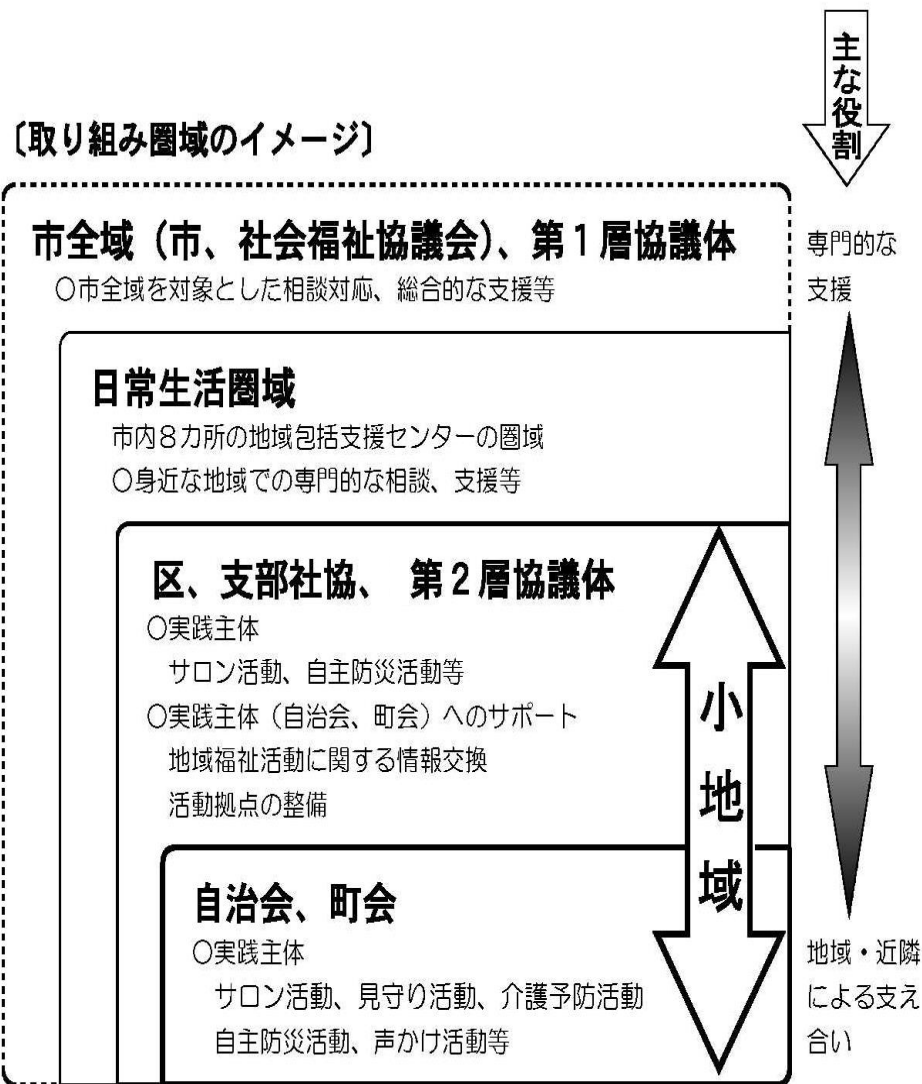
地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、地域福祉の向上を図ります。

また、第3次計画では、SDGs（持続可能な開発目標）に準拠して計画を推進します。SDGsでは豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人一人の保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGsアクションプラン 2019」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取り組みが求められています。



2 圏域設定の考え方

第3次計画では、地域福祉を推進するため、地域福祉活動の圏域を設定します。圏域設定は、包括的な支援体制を整備していくうえで、「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境を作るために重要です。また、第3次計画が中心となって、地域福祉を推進する基礎となる圏域を設定することで、分野別計画や関連施策等との調整を図ります。



地域福祉活動には、圏域を超えた活動をしている団体があります。地域に密着した小地域での活動だけでなく、団体によっては、目的に応じて活動圏域が異なります。

※【第1層協議体】：市全域において多様な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を行う。

※【第2層協議体】：区または支部社会福祉協議会単位で地域ニーズの把握や情報共有及び資源開発等を行う。

3 計画の基本目標

第3次計画では、第2次計画の基本目標を踏まえ、その後の社会情勢や国・県の動き、アンケート結果等から見られる地域福祉の課題への対応を考慮して、下記の3つの基本目標に向けた施策体系で進めていくこととします。

【第3次計画】

基本目標

1 安心・安全の 地域づくり

2 支え合いの 仕組みづくり

3 地域福祉を支える 人づくり・活動の促進

取組の方向性

1-1 福祉サービスなどの整備・充実

1-2 適切な福祉情報の提供

1-3 活動拠点としての施設活用

1-4 健康・介護予防の促進

1-5 災害時などの支援協力体制

2-1 相談支援体制の充実

2-2 地域における権利擁護の推進

2-3 住民同士のつながり、住み慣れた地域での 生活の充実

2-4 地域全体によるネットワーク化の推進

2-5 ネットワークによる支援が必要な人の把握 とその支援体制の整備

3-1 地域福祉推進のための協働

3-2 市民活動の推進

3-3 福祉教育の推進

3-4 地域の人材育成

【計画推進のイメージ図】

基本理念である「市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり」に向けて、土台・基礎づくりとして、支部社会福祉協議会単位を基礎とした定期的な地域情報の共有の場の設置を行います。この上に、「基本目標1 安心・安全の地域づくり」から始まり、「基本目標2 支え合いの仕組みづくり」を行い、最終的に「基本目標3 地域を支える人づくり・活動の促進」を図ることで、基本理念の達成を目指します。基本理念の達成に向けては、行政、社会福祉協議会、社会福祉関係者、地域住民が協働・連携しながら進めていきます。

基本理念：地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、地域福祉の向上を図ります

基本目標1 安心・安全の地域づくり

【具体的なゴール】

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための基盤整備

基本目標2 支え合いの仕組みづくり

【具体的なゴール】

支部社会福祉協議会の組織強化と活動の充実

基本目標3 地域を支える人づくり・活動の促進

【具体的なゴール】

全世代の地域福祉活動への参加促進

【土台・基礎】

支部社会福祉協議会を単位とした定期的な地域情報の共有の場